

淀川水系流域委員会 第75回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員

日 時	平成20年3月26日（水）
	午後 1時29分 開会
	午後 6時17分 閉会
場 所	大阪会館 1階 A・B・Cホール

〔午後 1時29分 開会〕

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第75回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。

本日の出席委員でございますが、14名が出席されております。定足数に達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますが、資料は「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号のついてある資料で、報告資料1、審議資料1－1「『淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）』に対する意見（案）（080311版）各委員による修正文（案）」、審議資料1－2「河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（委員）」、審議資料1－3－1「河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（一般）（修正・追記・削除等）」、審議資料1－3－2「河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（一般）（意見）」、審議資料2－1「今後の会議開催候補日（案）」、審議資料2－2「淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見聴取について（依頼）」、審議参考資料1「淀川水系流域委員会の検討状況に関する三府県知事からの説明要請について」、参考資料1、参考資料2の合わせて10点でございます。不足資料がございましたら庶務までお申しつけくださいませ。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」で、委員からのご意見につきましては、本日は千代延委員から意見が寄せられております。また、一般からのご意見につきましては、3月11日開催の第74回委員会以降に委員会に寄せられた意見を整理しております。関係行政機関からの意見はございませんでした。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際は必ずマイクを通しお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へも後ほど発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。特に、委員発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げになりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さんこんにちは。宮本でございます。きょうは桜もちらほら咲きまして、大変いい天気の日で、

このようなうつつしいといえますか、こういう部屋に皆さん方閉じこもってお集まりいただきまして、本当にありがたいと思っております。

前回の委員会で、委員長、副委員長の作成いたしました意見書のたたき台といえますか、意見書案を皆さん方にお示しいたしまして、それについてのご意見を3月18日までの締め切りということでした。各委員からいろんな意見をいただきました。それから、一般傍聴の方あるいは一般住民の方からも大変多くの意見をいただきまして、ありがとうございます。きょうはそのいただきました意見につきまして、庶務と委員長、副委員長の方でできるだけわかりやすく整理したつもりではございますけれども、そういう資料をもとにいたしまして、一つ一つ意見書の案の文面につきまして整理していければありがたいなと思っております。

きょうの予定は4時間ですか。できるだけきょうは4時間で終りたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いしたいと思います。

それでは庶務、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。

報告資料1をご参照ください。3月11日開催の第74回委員会についてでございます。委員長より原案に対する意見書案について説明がなされた後、審議が行われました。委員一人一人から意見書案に対する意見が出され、「これまでの審議を率直にわかりやすくコンパクトにまとめられている」、また「審議時間が十分ではない現時点においては妥当な内容である」などの賛成意見が出される一方で、「否定的な表現よりも建設的な意見を出すべきではないか」、また「環境についてはどのような計画にすべきかという視点が必要ではないか」、また「ダムには効果があるので、遊水地や堤防強化と組み合わせた治水対策を検討すべきではないか」などの指摘も出されました。

次に、3月14日開催の第94回運営会議についてでございます。ここでは今後の委員会スケジュール及び審議内容について、また第1次、第2次委員会の正副委員長及び部会長への説明会の開催についてなどの審議が行われ、決定事項につきましては本委員会にて諮ることが決定しております。

そのほか、寄せられた修正文案に関する整理方法の検討のために、3月19日に第11回作業検討会が行われております。

以上でございます。

3. 審議

1) 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）

（080311版）について

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは早速審議に入っていきたいと思います。

お手元の審議資料1－1、A3判の大きな資料がございます。これは1枚見開いていただきますと、どういう構成になってくるかと申しますと、例えば1ページを見てください。左端に、前回出しました意見案の原文を、段落ごとといいますか、そういう格好で書いてございます。その段落ごとに対して、各委員がどのような修正案文あるいは削除あるいは追加を意見として出されたかを、右に各委員の名前の下にずらずらというふうな格好で整理したということでございます。これを原案と見ながら議論をして、一つ一つ整理させていただければありがたいと思っておるところでございます。

それで、実はこれ、頭から議論するということもあるんですけども、一番初めの案は「意見提示の趣旨」、それから「意見」というようなことで書いてあるんですけども、ここについては、これは私の考えですけども、後ろの2ページ以下の例えば環境だとか治水だとか水資源開発ですね、そういったものの内容を議論した上で、最終的にどういう格好で意見としてまとめ、言うのかということになるかと思いますので、その1ページ目を先に議論するというのはなかなか、余り意味がないかなというふうな気がいたしまして、2ページ以降のいわゆる中身ですね、そちらから議論させていただいたらどうかなと思うんですけども、何かご異議ありませんか。

どうぞ。

○寶委員

寶です。質問なんですが、前回出した意見案の2ページ目以後は、これは意見なんですか。

○宮本委員長

意見を構成している、言ったら文章、中身ですね。

○寶委員

では、2ページ目から5ページ目までも意見の一部であると思っていいんですね。

○宮本委員長

そうそう、そういうことです。

○寶委員

わかりました。

○宮本委員長

それでは、そんな格好で進めさせていただきたいと思います。

そうすると、きょうの資料の4ページ以降が、いわゆる環境の話からそれぞれの委員の方々のご意見が整理されているということになるんです。もう1つここで皆さん方にお諮りしたいのは、見てもらったら当然わかるように、2ページ目からは環境と洪水と水資源開発、利水ですね、最後に

ダムというのが入っているわけなんです。今までこの委員会で議論してきたのは、具体的にはかなりの部分がダムの議論をやってまいりました。それで、環境、洪水、それから利水に関しても、まあほとんど具体的に書いてあるのはダムの話なんですけれども、したがってその4つ目の個別のダムについてのまず議論を、中身について整理した上で、環境、洪水、利水に戻った方がいいかなという案もあるんですけれども。あるいはもう初めから順番に、機械的にといいますか、環境、治水、利水、それからダムという格好で議論をするかということなんですけれども、これについても皆さん方にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

○河田委員

ダムの問題は重要なことはわかるんですが、非常に個別的、具体的になっていますので、これから議論を始めると、それにまたかえって治水ということになると、それを含む、もうちょっと大きな視点が入ってきますので、ちょっと難しいのではないかなと思うんですね。ですからやっぱり、総論といいますか、一般論として治水、環境、それから利水とやった後、ダムについてやった方がいいと思うんですが。

○宮本委員長

今、河田委員からそのような意見がございました。ただ、まあこれはどちらもどちらでして、実は洪水対策のところを議論すると、どうしてもダムの、例えば効果だとか、そんなやつが全部入っているものですから、何となく行ったり来たりすることはあるんですけれども。今、河田委員からは、もう初めから素直に環境、洪水、それから利水、ダムというふうにすればいいではないかということでございました。

あっ、千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

反対というても、非常に強いものではないんですけど。利水にしましても、例えば川上ダムに関連する伊賀市の水道用水の話、それからダムの長寿命化容量の話、それから異常渇水対策。治水以外でも、各ダムに皆結びついておるんですね。ですから、荒っぽいかもしれませんが、もうはじめからダムの方へ入ってはどうかと。主な課題というのが皆ダムにつながっておると思うんです。ですからそっちの議論に入った方がよく、そうすれば大きなところは先にまとまるのではないかという気が私はするんです。以上です。

○宮本委員長

千代延委員からはそういう意見が出ましたけれども、ほかの方、ご意見ございますか。どうぞ。

○寶委員

寶です。河川整備計画は流域全体の計画ですので、上・中流と下流への各施設等の効果というのも、ある程度全体的に考えていくという必要があると思うんですよね。ですから、まず治水、利

水、環境といった方を先に、全般的なことをやった方がいいのではないかと思いますけれども。

○宮本委員長

わかりました。これはどちらからやったって別にいいと思うので、今一応ご意見が出たのが、お二方から、もう頭からやったらどうだという話で、まあ千代延委員からはダムからという話がありましたけれども、そしたらもう頭から行くということにさせていただきたいと思います。

それでは審議していきたいと思います。

まず、今回この意見を出すに当たって、もう一回だけ皆さん方に確認しておきたい点があります。それは、今まで17回でしたか、18回でしたか、委員会をやりましたが、まだ全般にわたって十分な審議はなされていないということは、前回の委員会の中でも、まだ委員同士で十分な審議もできていないではないかというふうなご意見もございました。そういうことで、今回のこの意見というのは、あくまでも今まで説明を受けて、そして今まで、まあ足りないんだけど委員会として審議したということの中での、現時点における意見であるということは、皆さん方そうだとということで確認願いたいんですけれども、それはよろしいですね。いや、これはもう十分審議をした後の意見だと言われると、ちょっとやっぱりこれからの議論をする中で違ってくると思いますので、まだまだ審議は不十分なんだけれども、現時点における委員会としての意見だということについてはご確認願いたいと思います。

もう1つは、この意見は、委員会から河川管理者に対して出す意見ということでございまして、私はできるだけ簡潔で明瞭な表現の意見ということにしなければ、受け取った河川管理者側も、何かうだうだと文章が書いてあって、結局この意見は何を言ってるんだとわからないような意見ではまずいと思いますので、そういうつもりで実は意見書の案もできるだけ簡潔にというようなことで、ある意味においてはひょっとすると言葉不足だとか不正確なところがあるかもしれませんが、できるだけ簡潔明瞭に書こうということで書いたということでございます。

そういう意味で、きょう、いろんな修文とか追加だとか削除とかご意見が出ると思うんです。できるだけ、これはまあ言わずもがなじゃないかということはわざわざ言うことなく、どうしてもこれは委員会として河川管理者に意見として言いたいということを意見の中身としていきたいと思いますので、それも皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、4ページでございまして。「1. 治水・利水『優先』、河川環境『配慮』的発想」という項目になっておりました1つ目の項目につきまして、これはまたやっていく中で変わるかもしれませんが、とりあえずこの段落ごとに各委員が出された意見について整理していきたいと思います。

まず、綾委員の意見でございまして、一番上の段落でございまして。基本的には上の方の文章がほとんどそのまま書いてあって、その1つ目のポツの最後のところ、「転換しなければなら

ない。』という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である」と。そこが原案を修正されているところでもあります。

それから、最後のところでは、川上ダムのお話をここに例として入れ込まれたということですね、綾委員。4ページの綾委員のところの下から3行目、4行目に「例えば、川上ダムの長寿命化」、それは下のボツを入れ込まれたということですか。

○綾委員

はい、下のボツを上へ上げた。

○宮本委員長

はい、そういうことですね。基本的にはそういうことですね。という意見といいますか、修正案でございます。

それから右の方に行きまして、池野委員、岡田委員はなくて、次は川崎委員が「ダム建設については、治水・利水については適切な検討がなされている」ということで、あとは環境面云々とか書いてあるんですけども、ここについてちょっと議論が私は分かれるんじゃないかと思うんですけども、「ダム建設については、治水・利水については適切な検討がなされている」という文章をこの意見書の中に入れ込むということについて、ご意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

○川崎委員

済みません。川崎ですが、私が出しててあれなんです、ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、この「適切な検討」という意味は、右の河田委員が指摘されていますように、従来から治水、利水が優先して蓄積データ、定量的データとか解析方法、これまでの6年間の議論も非常に多くの数量的データが出ています。そういう意味でのデータ蓄積について適切であるということです。環境面については、それがもう恐らく3分の1以下とかそういうものでしかないという意味で、現時点での総合的な判断として適切という言葉というよりも、客観的データとしての蓄積があると、そういう意味で「適切」というふうに。

○宮本委員長

わかりましたわかりました、意味はわかりました。そうすると、今まで治水、利水についてはいろんなデータが整っていると。しかし、環境については不足していると。そういうことを書かれたということですね。

○川崎委員

その環境についても今後改善するのであれば、もうこの時点でというか、計画の段階というのは非常に時間的な要素が必要ですので、もしここで意見を、先ほど委員長から簡単明瞭というふうなご意見がありまして、それは非常に重要なことだと思うんですが、その意見が出ると、やっぱ

り社会的にもこの委員会というのは非常に大きな、マスコミも影響を受けますし、それから実際に責任を負う河川管理者が具体的な判断を本当にしていかなければいけないので、そういう意味で、もう少し客観的に具体的に、例えば環境面について、まあこれまでいろんな議論の中で専門委員が具体的提案というのを挙げられていますので、そういうことを短いんですがポイントとして、やはり具体的提案を挙げるべきだろうと。それが無いという総括的なまとめは、責任を持ってないことは余り書かない方がいいのではないかというのが私の判断です。

○宮本委員長

今の川崎委員の意見に対して、ほかの委員はどうでしょうか。

○千代延委員

はい。

○宮本委員長

千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。

今、川崎委員のおっしゃったこと、私は十分理解していないんですけども。今まで6年間、この委員会でやられていましたことは、治水、利水、環境のどれが優先するということではないのです。まあ恐らく従来は治水・利水優先だったと思うんです。河田委員も隣の行に書かれておりますけれども、その結果、今河川の環境、いろんなことで問題が生じてきていると。治水優先、利水優先ということでは問題があるから、それではいけないので方向を修正しようということ。これは委員会だけでなく、一つの世の中の動きがそういうことになってきて、それを法改正に反映しようということから97年の河川法改正に至ったと思うんです。それを受けて委員会は、治水を優先するとか利水を優先ではなくて、環境も含めて総合的に河川整備計画をつくっていくべきだという流れに二次委員会まではなっていたと思うんです。

それがここで、今川崎委員のおっしゃっているのが、そのことでなくてデータで何かとおっしゃいましたので、ちょっとわからなくなっただけですけどね。立場とすれば、対等に総合的にやっていくという、その立場を盛り込まないとどうも。基礎案も河川管理者がつくってこられたものですが、原案はこれを大きく外れるために、今度の意見案のように、もう少し考え直していただけないかということになったと思うんです。以上です。

○宮本委員長

先ほどの川崎委員の話は、要するに治水、利水はデータがある程度あるけれども、環境については不足していると、そういう今の現状を示されたんだということですよ。

私の考えでは、それは事実なんだけれども、今ここで河川管理者に我々が言う意見として、そ

のことをどうしても言っておかないとまずいのかと、何か河川管理者が誤解されとかいう話があるのかというところがね。さっきも言った、できるだけもう簡潔にちゃんと言うべきことだけ言おうじゃないかという話なので、そういう総括になると、どうしてもそのデータがあるとかないとかいう話を言う必要があるのかなという気が、私はするんですけども。

○川崎委員

今の千代延委員と委員長の意見ですが、実は治水、利水というのは優先されてきたんですが、当時、環境というのは後発組で出てきた考えなんですね。それで、治水、利水に対して対等にというのではなくて、治水、利水もまだ十分でないわけです、現在。現在なくて、具体的な方法とか河川堤防強化の問題とか、具体性がまだ出てない中で、それを引っ込めて環境ということではなくて、むしろ環境の具体的提案を挙げて、方策のあり方を、ここはやはり河川計画の諮問機関ですので具体的提案がなければ、要するに底上げをするという意味で。それともう1つは河田委員とか竹門委員がここで書かれているみたいに、治水と利水と環境のバランスですね、バランスを非常に有機的にとらえていくという考え方が非常に重要なものですから。

それで、6年間、環境が大事だということは姿勢で今まで言ってきたわけです。言ってきたんですけども、具体的な方法論を示さなければ、やはりそこに意味がないと。姿勢とか意気込みを幾ら示しても、それはもう十分管理者の方には総合的に伝わっていることだと思いますので、そのあたりの考え方の違いだというふうに私は思っています。

○宮本委員長

もう一回整理しますと、この1つ目のパラグラフは、実は引用文がありましたよね、ずっと。これは河川管理者が出された文書なんですよ。今までの委員会の中では、この書かれている内容については本当に素晴らしいと。それはもう委員も、いわば皆さん同意しているわけですよ。まさに綾委員がおっしゃったように、委員会も同意見であるということですよ。これはもう皆さん一緒にいいですよ。

しかし、ここで書いてあるのは、その「転換する」と言っているが、今回まで説明されたダムについての議論はやはり治水、利水がまず先で、その環境というのが配慮されているという話になっているのではないかということが書いてあるんですね。そのこと自体はそれでよろしいんですか、川崎委員は。

○川崎委員

いや、治水、利水が優先ということではなくて、治水、利水で現状維持でやっていかないとはいえないわけです。別に優先して、要するに環境をないがしろにして治水、利水を優先しているわけではなくてという認識だと私は思っています。

○宮本委員長

当然ですよ。ですから、何も環境が一番で、治水、利水が後だと、そんなことを言ってるわけではなしに、その治水、利水、環境を、まさに総合的に判断しようということを言うてるわけだから、それはそうなんです。皆さん同意しているわけです。

ところが、今までの議論の中では、ダムについての議論は、どうしてもやっぱり治水、利水がまず優先された議論があって、どうしても最終的に、このダムをつくったらどんな影響があるんだという話で、そこについての環境に対する影響の議論が出ているから、そこはやっぱり何か配慮型になっているんじゃないかという、ここの意味なんですよ。

ですからそれについて、いや、意見として違うというのか、それは実際そうだとおっしゃるのか、そこなんですけどね。

○川崎委員

それは恐らく総合的にやっぱり判断までいかないといけないと思うんですが、適切であるかどうか、要するに治水と利水と環境とのバランスをどうとるかということと、それから私が考えているのは、今までの時間軸の問題ですね。当初委員長が言われたみたいに、この時点でどう計画を決めるかということなんです。実質上、今までダムの、例えば移転問題だとかいろんなことで社会的な経緯がもうあるわけですね。それで、6年ももう議論していると。それでまだこれから議論、このままでいけば、そのまま議論をしていくということで、いつになればその治水、利水の先が見えてくるのかという問題も、バランスの中で私はあると考えていますので。そういう意味で、総合的な判断になれば、またそれは後ほどのダムの議論になるかとも思うんですけども、この時点では少なくともそのバランス論がある、まあ適切であるということまでしか書けないのではないかと思いますというのが私の。

○宮本委員長

いや、あのね、バランス論が大事だなというたら、そんなことはもうわかっているわけですよ。

○川崎委員

わかってますね、ええ。

○宮本委員長

そうでしょう。この理念はまさにそう言うてるんだから。

○川崎委員

ええ、そのバランス論の具体策で、そうです。

○宮本委員長

ですから、その具体策として、今のダムについてはそうならないのではないかと思います意見が多かったものですからこういう表現になっているんですよ。要するに今非常に大事な話で、恐

らくここは意見が分かれるところやと思うんですよ。だから、できるだけ皆さん方の共有というか、認識を共有したいと思うので、どうぞ。

○河田委員

私はまずこの章の章題、「治水・利水『優先』、河川環境『配慮』的発想」と、こういう書き方はよくない。やっぱり今おっしゃっているように、治水、利水、環境がバランスとれてやらなければいけないということでやっていただいて、ただし治水については、例えばダムをつくるというふうな提案がなされて、それが利水と環境とどうかという議論をするところがこの章ですよ。それで、環境のところでこういうことをやりたいといったときに、治水と利水からどうかということを入れていただければいいのでね。こう書いてしまうと全体の章になってしまうので、やっぱり僕は、だからこの章の名前はそういうふうにしてくださいと言ってるわけ。

○宮本委員長

わかりました。ちょっと私、言いおくれましたけれども、章の名前ありますよね、項目といいますか。これについては私は、まあほかからもいろんな意見が出ていますが、これは中身を議論した上で、項目の名前については私は修文といいますか、修正すると思っていますので、それは中身を議論してから最後にやりたいと思います。

綾委員、何かございますか。

○綾委員

いや、今、タイトルの話が河田委員から出ましたので、私は治水事業と、今議論になっていますね、治水、利水、環境をどういうふうに考えるかということについては表題変更を求める意見を出しましたけれども、そういうような考え方で同意がはかれるんじゃないかということを考えて提出しております。別に、治水、利水、環境というのは、河田委員の順番の意味みたいですが、ちょっとそれとは違うという思いもあります。

○宮本委員長

わかりました。竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

私もこの7行目から9行目については、具体的にこうしてほしいという意見を書いているんですけども、ここには私の意見が反映されていないので、ぜひ追加していただきたいと思うんですが。

○宮本委員長

ちょっと待ってくださいよ。いや、入ってますよ。5ページ目です。5ページです。

○竹門委員

これ、全部横にずらっと行くんですか。

○宮本委員長

横にずらっと入ってるんです、これ。ですから、委員一人も飛ばしてませんよ、全員入ってますから。

○竹門委員

わかりました。

○川上委員

委員長。

○宮本委員長

はい、どうぞ、川上委員。

○川上委員

川上です。

この流域委員会が平成13年2月に設けられた最大の課題といたしますか、目標といたしますか、それは97年の河川法の改正によって、河川環境の保全と再生というものが、治水、利水という河川管理の目的に追加されたわけですね。追加されたんですが、その背景というのは、世界的な環境問題、それと国際的な条約を初めとする取り決め、そういうふうなものが背景にあって、環境基本法が改正され河川法が改正されるというふうに至ってるわけですね。そんなふうなことが背景にあって、しかしながら河川法の条文としては、河川環境の保全と再生というふうに書いてあるだけで、これを具体的にどういうふうにするのかということは全然書いてないわけですね。そういう条件下にあって、この淀川水系流域委員会が河川環境の保全と再生というものを、河川管理、河川整備の中にもどのように位置づけるかということ、初めてとっていいかどうか分かりませんが、具体的にテーマとして検討することになったわけです。

したがって、ここで述べる河川環境の取り組みというのは、やはりその河川法の理念をより具体的に述べるとともに、治水、利水と河川環境の保全と再生というのが対立概念じゃないんだということが1つですね。

それからもう1つは、治水と利水と河川環境の保全、再生が同列でバランスするというふうなものではないんですね。つまり、何が優先するかというと、河川環境が優先して、そして治水事業をやるときにも河川環境を考慮してやりましょうと、利水事業をやるときにも河川環境を十分考慮してやりましょうということですから、これは同列の概念ではないと、私は申し上げたいわけです。

○宮本委員長

あのね、もう議論が何かまた理念的な話になってきてね、ちょっともう一回整理しますね。

○川上委員

そこで私が最後に申し上げたいのは、そういうふうにと考えると、川崎委員のご提案のこの文章ではいかにも言葉足らずで、そういうことが表現されていないと言わざるを得ないと私は申し上げます。

○宮本委員長

もう一回確認しますが、原文の「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるものとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない」という基本的な考え方を示していると。

まさにこれは治水、利水、環境を総合的に判断してやろうということなんですよ。それで、この文章は河川管理者が書かれた文章なんですけれども、この文章は皆さんいいんですね。これに異議のある方がおられると、これまた話がややこしくなるんですよ。それはいいですね。そうすると、まさに綾さんがおっしゃったように、これについては我々委員会も同意見であるということですよ。よろしいですね。

その次が問題なのは、しかしながら、ダムについてはどうなんだという、そのくだりなんです。それで少し、どういうふうな、まあ言うたら事例を私どもはイメージしてこういう文章を書いたかというのを、ちょっとだけ説明させてください。その方がよりわかりやすいと思います。

済みません。もう一回これ、議論をより円滑にするためにちょっと説明したいと思います。今の文章ですね、これまでの影響を真摯に受けとめましょうと、そして河川整備の整備と管理の取り組みを転換しましょうと、ここまでは皆さんオーケーです。自然環境の保全と再生、治水、利水、利用、総合的判断に基づいて河川整備をやりましょうと、これも河川管理者の文章です。これも皆さんよろしいですね。では、次をお願いします。

ところが、ダムについて具体的な話になってきたときに、戦後最大洪水を流下させるというのが、まず目標として挙げられました。そして、桂川の河道を掘削する、その掘削したことによって計画規模の工事のときには淀川の水位がハイウオーターを超える。だからこれをハイウオーター以下に抑えるためにダム建設だと。これが治水の大筋といいますか、ダム建設に向けての流れだったんです。これも皆さん方、そういうふう理解されていると思います。そして、桂川の掘削ということとダム建設について、それについての環境への影響について検討しましょうというふうな内容になっています。次、お願いします。

ところが、この戦後最大洪水を流下させるというもう1つその前に、我々が何を考えないかかといいますと、住民の命を守るという治水の目的、それから琵琶湖、淀川の保全、再生という目的、この両方を同時に考えましょうというのが今の我々のスタンスだと思っています。

そうすると、ここで戦後最大の流下させる、桂川掘削、ダム建設という、この一直線にすうっ
と行ってしまうのではなしに、考え方として、命を守る、琵琶湖、淀川の再生だということであれ
ば、例えば、次をお願いします、桂川のこの断面掘削ですけれども、場合によっては旧堤の撤去だ
けやりましょう、あるいは部分的に、段階的に掘削していったらどうでしょうと。これも委員会で
出ました。次、戻ってください。

そしてこうですね、旧堤撤去、あるいは河川環境変化を踏まえて段階的な掘削。こういう意見
が出ました。これは私は治水と河川環境両方を総合的に見ての議論だと思います。そしてもう1つ
は、これは綾委員からの提案でしたけれども、桂川の水位を低下させるのであれば、枚方から三川
合流部の掘削をやれば水位の低下に寄与するし、また河川の連続性に、修復にも寄与するのではな
いかということがございました。

それでこれが鵜殿の楠葉の地点です。今、この鵜殿については段階的になだらかに水面に近づ
けようということで掘削していつています。これは今は河川環境を目的としてやっているわけです。
しかし、これをもっとピッチを上げて大規模にやれば、あるいはほかの高水敷もそうですが、やれ
ば洪水にとっても安心できる、水位が下る、そしてなおかつ環境にとってもいいではないかという
案があります。

それからもう1つは、ハイウォーター以上の、あるいは越水に対する堤防の強化、これもやり
ましょう。そしてなおかつ、それでもまたはんらんする可能性があるから流域対策をやりましょ
うと。

こういう総合的なメニューを治水、それからこれは環境ですね、一緒に考えてやったら、こん
な一直線でこれがこうなりますと、それでこれの結果の影響だけを検討するというのではなしに、
こういうことを総合的に発想しましょうというのがまさに発想の転換、これまでの河川管理あるい
は整備の転換をしようということではなかったのかなと思います。ちょっと今、これだけでスライ
ドは終わりますけれども。

それで、私たちは今まで委員会でこういう議論をして、こういうふうな発想で議論をしてもら
ったら、ダムの位置づけも納得できることがあると思うと。しかし、一直線にポーンとやられてし
まうと、やっぱり環境配慮型ではないかと。そういうふうな意味でこの文章は書いたんです。

ということで、今の私の説明に対して「いや、そんな理解はしていなかった。私は意見が違
う」という方がおられたらご意見ください。

○河田委員

しゃべっていいですか。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○河田委員

全くそれでいいと思うんですよ。ただね、原案というのは工事实施の手順までは書いてないんで、ですからあなたは一直線と言うけど、これは結果的な話であって、実際には掘削をやった様子を見ながらというのは、そういうことはそこには書いてないわけです。

○宮本委員長

そうです。

○河田委員

だから、そこまで言及してこの意見書を述べるんだったら、それに応ずるような原案にならなきゃいけない。それは原案ではなくて工事手順表ですよ。

○宮本委員長

あのね、工事手順ということもあるのですけれども、これはストーリーですね。例えば、ダムが要るんだというストーリーが、私はある意味においては直列的になって結論が出ていると。ダムが要るなら要るで、例えばあの一番右の方で流域対策とありますよね。ああいうふうな上のことをずっとやって、それでもなおかつ、まずダムによってやっぱり高水位下げる方も要るんだという議論をした中でダムの必要性ということだと私は思っているんです。

ですから、工事の手順は当然あるんですけれども、そこまで言ってるのではなしに、その必要性のストーリー、計画のストーリーとして、こちらは、左の方は一直線的で、やはり右のような、まさに河田委員がおっしゃるようなマルチの対策を考えていくという発想が欠けているのではないかと、不足しているのではないかという意味です。

○河田委員

というよりもね、左のやり方というのは、定量的に数値として出てくるものですよ。それで、右は様子を見ながらやらなければいけない部分がかなりあるわけです。環境が絡んでいるから。だから、それは当然工事のところではフィードバックしながらやらないと、いきなり左だけばんと、右を様子を見ながらやるというのもおかしいので。ですから、要するにどれをね、つまり着工順位をどういうふうにするかというのはこの次の議論であって、今それをやろうとするととてもややこしくなるんです。

○宮本委員長

私は着工順位を言うてるのではなしに、要するに右のようにいろんなまた対策を組み合わせ、環境のことも考えていろんな対策を組み合わせるというふうなことの検討というのが、この今の原案では不足しているのではないかということを言ってるんです。例えば河田委員が、丹生の渇水対策のときに、単にダムだけに頼るのではなしに、例えば琵琶湖の中の内湖だとか、そんなこともあわせ技でいいのではないかとおっしゃいましたよね。それはまさに環境にもいいということなんです

ね、利水にとっても。だから私はそういうふうな、まさに総合的な判断というか、それがこの原案では、ないと言ったら言い過ぎになるかもしれませんが、不足しているのではないかという意味で書いてあるんです。

○河田委員

では、河川事業者にそのことを聞いたらいいいだけなんですか。つまり、原案に書いてないから全部オミットではなくて、河川事業者はこういう流れについてどういうふうに考えているんだという意見を今聞けばいいじゃないですか。ここまでを原案に盛り込んでというのは、あれは8月に出た原案ですよ。その後議論しているではないですか。だから、その議論を踏まえて、その原案というのはこういうものも含まれているのかという確認をしたらいかがなんですか。

○宮本委員長

それは今までの審議の中でやってきたわけですね、我々も10何回、現委員会を。その中で聞いた中で、例えばこういうふうな発想というのは、少なくとも説明としてなかったわけですよ。ですから、今の時点でこう書かざるを得ないということで。もしもこれから河川管理者が変えてくれて、例えば右のようなマルチな、いろんなあわせ技を考えますと言ってくださったら全然問題ないんですよ。ただ、それがないからこういうことを考えてほしいという意味での意見を出したいということなんです。

○河田委員

だから、それは原案の位置づけなんです。

先、言ってください。

○宮本委員長

どうぞ。

○寶委員

委員長、資料の4ページの一番上の欄の「綾委員」「川崎委員」のところまで行って、それだとまってしまっているんですね。いつまでやるんですか、これ。私も意見言うけれども、いつ順番回ってくるかなと思って待ってるんですけどね。

○宮本委員長

あのね、まあやり方としてざあっと行くと、それでまた戻るといえるのはあると思うんですよ。ただ、川崎委員のところで割と核心的な議論の論点が出てきたものだから、今ちょっとやっておるんです。

○寶委員

寶です。それであれば今私が意見を申し上げてもよろしいですか。私のところをやってもよろしいの。

○宮本委員長

どうぞ、いいです。

○寶委員

わかりました。今、待ってたんです。回ってくると思って。

○宮本委員長

皆さん、遠慮せずに言うてくださいね。

○寶委員

いやいや、言う暇がなかったんです。

○宮本委員長

そうですか。どうぞどうぞ。

○寶委員

私は5ページの上の欄にあります、**「全面的に書き換える。または、削除する。」**としておりますが、これは意見50とありますが、意見56を見てほしいんです。意見56は資料、審議資料1－2、この8ページ目の一番下の段に56番というのがございます。今の2つのパラグラフの前半は考え方を示していると、これはもう書いてあるんですから、事実ですから別に削除する必要もないかもしれないませんが、ここの2つ目の、**「しかし」**から**「見られない」**というところについては、やはり私の実感とは違うのでね、委員長や副委員長が提示されたこの文案に従って、それに対して修文を出せというやり方だったので、それに応じてやっているわけですが、それでこの56の意見の右の方を見てほしいんですけれども、**「ダムは、まず、治水や利水の目的を持って計画されるものであり、それを検討するのは妥当である。」**と、当然ですわね。ダムというものをつくるときに、単一目的のダムなのか多目的ダムなのか考えますやんか。ですから、そのダムについて治水や利水のことをまず考えるというのは当然だと思っております。

それで、その検討が**「優先され」**と書いてあるけれども、まずその検討するというのは当然だと思いませんか。優先したかどうかは別にして、とにかくまず治水、利水のことについて検討はせんとあかんわけです。ダムをつくる以上はね、まず。

それで、**「環境面は「配慮する」姿勢にとどまり」**というこの書き方とか、それから**「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。」**と書いてありますけれども、その表現は、見られないという意味は、これは原案に書いてないという意味なんですか。それで、**「姿勢にとどまり」**というところはちょっとその文章でもっと姿勢を見せろと、姿勢を書きなさいということですか。

○宮本委員長

文章ではなしに、具体的な施策の中身あるいはそのつくったストーリー、説明、それで示して

ほしいということです。

○實委員

56番の、私が一番右の欄に書いておりますけれども、ここには河川法の目的も一応文章を抜いてきました。河川法の目的は、第1条ですけれども、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理する」と、ここで言われる「これ」は河川だと思いますけどね。総合的に管理することにより「国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」と。河川法の目的は一応こうなっているわけですよ。それで、河川法が改正された後、河川管理者はいろんなことをやってますよ、実際にね。一昨日も琵琶湖の水陸移行帯のワーキンググループの会議をやりましたけれども、もう平成15年からダム operates のルールを、今まで決まっているルールをちょっと、違反してと言うたら悪いけれども、工夫して水位を下げて、それから湖の3カ所で卵も数えてやってますでしょう。姿勢はありますよ。だから、ここの文章で、そういう積極的姿勢が見られないというのは、ちょっと書き過ぎだと思うんですよ。

○宮本委員長

綾委員どうぞ。

○綾委員

今の實委員の意見に対する私の意見ですけれども、私は積極的な姿勢が見られないという事例として、例えば川上ダムの話で見れば、ダムの規模を小さくすればするほどその影響は少なくなるというのが一般的に考えられると思うんですけれども、そういうことを考えずに、アセットマネジメントというか、ダムの効率化といいますか有効利用と、そっちの方からだけ話をして、そこに環境への配慮のことを、マイナス面というものを何も考えずに例えば経費の図なんかを出してきましたけれども、それに全然環境のマイナスの値が出ていないとかいうようなことで、私は具体的に例を例示したわけです。そういう意味です。

○宮本委員長

それでは、千代延委員どうぞ。

○千代延委員

千代延です。實委員と大分考え方が違うんですけれども、實委員のおっしゃるダムは治水とか利水、その目的があつてダムをやると。私はダムというのは環境にいいダムはないと思っているんですね。これはずっと前から言われていることです。治水で何々をやろう、利水でこういうことに対応できるように、例えば伊賀水道用水が必要であると。具体的な目的があるわけですね。それをまずダムでやろうと、ダムやって環境にはできるだけ配慮をして、今の時代やから持続可能とかい

ろんな、そういう考え方で最大限配慮しようと。そこが、最初のアプローチが私の考え方は違うんです。

まず、利水にそういう必要性がある、治水にこういう必要性があるとしても、環境とか社会に非常に大きな影響があるダムというのは、これは今まで河川管理者も同じようなことを述べておられたと思うんですが、最後の手段であると。ダム以外でそれを実現する方策、施策がないものかというのを徹底的にやって、それでもどうしてもほかはないという場合はダムを一つの手段として具体的に考えていこうという、そういうふうなやり方をやるべきではないかと考えておるんです。

以上です。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。これは環境の1段落目ですね、かなりこれはわあわあやっているんですけれども、ですがここが整理できたら、私はこの段落というのは、この章はもうほぼ終わっちゃうと思うので、やっぱりそこはきちっとやっていきたいと思います。

そうすると、ちょっと待ってくださいね。今さっきも寶委員がおっしゃったみたいに、まだ意見を言ってなくて、自分が修文を出しているのに、おられますので、ちょっとその辺は、まず竹門委員、意見をお願いします。

○竹門委員

私が出した修正案は、寶委員の誤解も解く文章になっていると思うんです。寶委員がおっしゃった、環境は十分に配慮しているではないかというのは正しいと思います。つまり、環境という観点からこれまで打ち出されてきた事業に関しては、90年代までの配慮を超えるだけのパワーは持っていると思います。ですから、環境がこれまでに増して配慮されるようになったこと自体には問題ないのですが、ここで「積極的姿勢が見られない」というのは、環境に対して積極的姿勢が見られないのではなくて、総合的検討が積極的に行われていないという意味だと思います。その意味では当初の意見案が少し誤解を招く文章だったようです。

したがって、私の書いた修正案では「しかし、原案では、治水、利水の計画に際して」を加えました。治水、利水を計画する際に「環境を「配慮する」姿勢にとどまっており」ということです。その上で「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。」と書けば誤解が起きにくいのではないかと考えます。これについてはどうでしょうか。

○宮本委員長

司会は私がやりますので。今の竹門委員のご意見について、実際環境に対してはいろんなことをやっているんですよ。これはもう、私も実は現役のときにやりましたから、ばんばんやっています。だから環境について配慮してないことはまるっきらないんですよ。もうどっちかというたら環境第一みたいなことまでやっているんですね。ところが、今おっしゃったみたいに治水、利水、環境、

利用、これを総合的に判断するということが、実は特にダム建設のストーリーについては、ないと言ってしまったら言い過ぎなら、不足しているんじゃないかということなんですけれども。どうぞ。

○竹門委員

捕捉しますと、ダム建設にかかわる話では、どうしたら総合したことになるかという点についてです。要するに、治水にしても利水にしても、どこかに不都合のないように水を蓄える、あるいはゆっくり流すことが基本になると思います。その際どこに水をためるのがいいのかについて、これまでは利水なら利水、治水なら治水の都合で検討を行ってどこがベストであるという判断がされてきたわけです。しかし、環境を同時に考える立場から、水をどこにどれだけためるのがよいかについてたくさんあるバリエーションについてそれぞれの可能性を具体的に検討するというのが総合的に検討するということになると思います。

ここで、環境配慮の基本路線としては、川が自由に水をためたり、土砂が動いたりする場所が今余りにも少なくなり過ぎてますから、それをできるだけ広げていく、川の面積を川に戻してあげるという方針がまずあるべきです。この要請に対して治水、利水の事業がどれだけ応えることができるかという観点から評価をしていただきたいんですが、今のところ事業に対する環境評価の仕方は、現状の環境に対して影響があるかないかという昔ながらの観点に限られており、全く変わっていないわけです。したがって、「総合的に判断をする積極的姿勢が見られない」というのは、私は正しい表現であると思います。

○宮本委員長

わかりました。それではですね、ちょっと待ってください。今までの河川環境に対するいろんな河川事業、評価するところもあるんだけど、ここがちょっと残念に思うというふうな趣旨で村上委員が書かれてますよね。そこをお願いします。

○村上委員

村上です。委員長のご紹介にあったように、やはり今環境への配慮がされているかどうか、それはやはり個々の事業に分けて考えなければいけないのではないかというふうに考えます。例えば琵琶湖の水位低下の影響の低減、それから個々の種の保全、こういったことについては、やはり私はかなり評価できるところもあると。

しかし、ダムについてはそういった視点が欠けている。そして、ダムが一番河川の縦断方向の物質の流れを阻害して大きな影響を与えると。確かに横断方向の連続性、河床の問題、そういったことも大きいのですが、一番川に大きな影響を及ぼすダムについては、それ以外の施策に比べて非常に取り組みが弱い。ですから、私はこのところで、ある程度評価すべきところは評価し、なおかつ一番大きな影響を与えるダムについては、その影響の評価の検討、それが非常に弱いので

はないかと、そこを強調した書き方にすべきではないかというふうに考えます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、寶委員どうぞ。

○寶委員

この2ページの文案について、どういうふうに修文するかという話で、それについて基本的な考え方も出てきているわけですがけれども、私としては「総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない」と書いてあるけれども、総合的な検討を行う積極的な施策を原案に記述してほしいとかね、書くべきであるとかね、そういう文章でいいのではないですか。見られないと言うと、これを読んだ者は、ああ、何もそういうことはやってないのかと、実際やっているにもかかわらずね。だから、その。

○宮本委員長

ちょっとほかの委員から。

○綾委員

いやいや、これはダム建設について言っていることであってね、それ以外の分野において、竹門委員も先ほどおっしゃいましたけれども、河川管理者が一生懸命環境修復のために努力して、いろんなことを考えてやって、実際に6年間で随分やってきているわけですよ。それについてはみんな評価はしていると思うんですよ。それは評価してあげたらいいと思うんです。

○宮本委員長

寶委員。

○綾委員

書いてないというのではなくて、書いている、原案の中にね。ここの意見書の中には書いてないけれども。

○寶委員

寶です。そうすると、ここの場所にこれを書く必要があるのかどうかということですよ、この場所に。ほかにも書く場所もあるんだから。

○宮本委員長

はい。そうすると、ちょっと今文章をどこにするかというのは、それはちょっとまだできませんので、ただね。

○寶委員

うん、だから文章も直してほしいと思いますし、いきなりね、「しかし、ダム建設については」というのは唐突過ぎてね、おかしいのではないかと考えております。

○宮本委員長

そうすると、中身とすると、理念はさっきも言ったように、これはもう委員会も同意しますと。そして、河川管理者が環境のいろんな事業に対して積極的にやっているということも、これは委員会は評価しますと。それはそうですね、それはよろしいですね。

ただし、具体的な、例えば後に出てきますけど、川上ダムのアセットマネジメントだとかダムの必要性の計画のストーリー、それにおいてどうしてもやっぱり治水、利水が優先で、環境はどちらかというところと排除されているような姿勢になっているのではないかと、それはそれでいいんでしょうか、文章は別にしまして。

そこについて、いや、異議があると、ダムについてもきちっと治水、利水、環境、利用を含めて総合的に判断しているのではないかと、いうふうにおっしゃるのなら、これはまた違うんですけども、その中身については基本的にはよろしいですね。どうぞ、はい。

○河田委員

具体的に、検討する内容が同じレベルでそろっていて、かつそういうふうな扱いがされていないのであればこういう書き方でいいと思うんですよ。だけど、手抜きしているわけではなくて、定量的なデータが不足しているとか、いろんなことが理由にあって同列に議論できないという背景があるじゃないですか。例えばこれから調べなければわからないことがあると。そういうところはどうか、いうふうに表現するんですか。

○宮本委員長

今河田委員がおっしゃっているのは、環境についてはデータが不足していると、そういうことですね。ですから同列に議論できないからできてないんだということですね。私は別にデータが不足しているから同列に議論できないというところは、それは一緒なんですよ。ただし、同列に議論しようという発想というか、姿勢があるかないかなんですよ。さっきも言いましたけれども、要するにその例えば地域の住民の命を守って淀川の再生をしようという大きな目的の中で、発想として環境も一生懸命考えると、しかしデータがあんまりないので、そこについてはある意味においては不十分になるを得ないと、それはいいですよ。ただし、今言っているのは何をまず優先的に考えているかという、その説明のストーリーが、やはりどうしても環境が最後で物が一応できたと、できたというか決まったと。それに対する影響のみにいっているのではないかと、いう意味なんですよ。そういうことなんですよけれども、水野委員、何かありますか。

○水野委員

済みません、私は追記のところで書いてしまったんですけども、こっちの審議の、1-2の審議資料の方の69、70のところを見ていただくと、先ほどいろんな先生方が環境の方からの具体例等を出した方がよいということをおっしゃっていただいたので、私もそう思いまして、例えばこれは

今までの、1次、2次の委員でももう何度も出されていることですが、「狭窄部を生かした自然地形の利用や、浸水危険性の高い地域の氾濫原の再生など」、そういったものを生かした自然と調和する減災技術の開発、推進をしていくということをこの委員会で推してもいいかなとは思いました。

また、あと先ほどデータの不確実性の処理については、予防原則という言葉が導入されています。これは今回のG8でも多分非常に話し合いのテーマになることだと思いますけれども、ある程度予防原則というものを考えなければ、データの定量性では、例えば物理的な水量などのデータにはかなわないんですけれども、ただ、それをやっていては非常に大きい環境が変化するものにはついていけないということも、また非常に研究でされているところですので、そういったところを考えると、やっぱり予防原則という言葉を少し入れて、世界的にも貴重な琵琶湖・淀川水系の生物多様性を保全する計画を示すべきというふうなのを、明言してもらいたいような原案にしてもらいたい、ということを意見書で書くのがいいかと思います。

あと、寶先生の意見に関しては、非常に河川法についてはそれでよいと思いますけれども、日本は生物多様性条約に批准しておりますし、ラムサール条約のところにも批准しております。憲法相当と言われる国際条約のもとにいますので、そういったところに関しては、まずそこを押さえてから、これで国内の河川法をしっかり守っていただけたらなというふうに考えるところです。

あと、先ほどの追記文案で書いたんですが、順応的管理については、やはり行っているいい事例がありますので、やっぱりそこは明記して、こういった例をふやしていくべきというのも意見書で書いたらいいかなというふうに思いました。

長くなって済みません、以上です。

○宮本委員長

順応的管理を環境面あるいは治水整備でやっていこうというのは、これは原案でも書いてあるんですよ。これはもうずっと今までも河川管理者もおっしゃっていることなんで、私はだから、そのもう書いてあって全然委員会として同意だと、大賛成だというようなことは実は書いてないんですよ、この意見書ではね。そういう意味で私はだから、わざわざ河川管理者がやろうとしていることを、それをやれと言う必要はないと思って、それは書いてないんですけどね。

○水野委員

私もあんまり書き過ぎるのはよくないかなというふうにと思いますが、順応的管理というのは、実を言うと生態学の上でも非常に、実際に実現するのが難しいことをやったという事例でもありますので、そういったことは非常に今回、防災と環境のバランスをとるというのは多分これしか、モニタリングと判断をどうしていくかというところの解決方法だと思うので、よいところも言って、ここは変えてほしいというふうに言うのが、やっぱり文章としてはいいかなと思いました。

○宮本委員長

そこは確かにちょっと全体の話としてね、確かにこの意見書案は、文句のあるというか、こうやれこうやればかり言うとして、どっちかというたらここはええやんかということ言うてないということなんですよ。確かにそれはあると思うんです。これはちょっと議論しないといかんと思うんですけども。

ただ、私はこの意見書というのは、健康診断やったらね、ここはいい、ここは悪いなんですけれども、これは私はどっちかというたらカルテ、処方せんだと思ってますから、お医者さんはここはいいですなんてカルテに書かないんですよ。悪いところを書くわけですよ。それで今度どうなっていくかなんで、私はそういうつもりで書いたんですけども、それはこの意見書全体の、確かに、まあ言うたらどういう体裁というかでやるかというところにかかりますので、そこはまた後ほど、ほかのところでもあると思うんですよ、議論したいと思います。

ちょっと待ってください。田中委員、どうぞ。

○田中委員

田中です。今委員長がおっしゃったのとちょっと重複するんですが、ちょっと言おうと思っていたのは、この意見は、原案がすべて悪いんだという、そういう見方ではなくて、問題点、疑問点をいわゆる焦点としてピックアップしてあると。したがって、中には当然整備事業の進捗状態とか、さっき話が出てましたけど、環境に対するいろんな施策、事業も十分認めて、いいところもたくさんあるのと同時に賛同できる場所もいっぱいあるということ踏まえての中での問題点を集約して出したんだということを、最初にきちっとみんながスタンスを持ってしておかないと、何か全部否定しているような受け方をするので、そこが出発点として問題があったんじゃないのかと思っております。

○寶委員

寶です。この文章についてどうかということで意見を申し上げますと、その「「配慮する」姿勢にとどまり」というところが、やっぱり実際データもとっているわけですから、何もしてないわけじゃないですね。「姿勢にとどまり」だと何もしてないように見えるじゃないですか、この文章として。だから、そのところはやっぱり配慮はして、データをとっている、それはデータの取り方は不十分かもしれない、今までの年数は少ないかもしれないけれども。だから、「姿勢にとどまり」というのであれば、何もアクションを起こさないように誤解を与えると思うんで、不正確な記述ではないかと。

○宮本委員長

いやいや、それは違いますよ。環境面については配慮すると言っているんですから、当然配慮するのに、データをとってその影響について検討するのは当たり前のことであって、だから配慮は当

然していると。何も環境について知りませんと言っていないわけですよ、地整は。だから、それはいいんですけども、ただ、それが実は配慮にとどまっていて、もう一つ、一步原点に戻って治水、利水、環境、利用の総合的な判断というのが欠けているのではないかという意味です、これは。

○寶委員

寶ですが、委員長がおっしゃったように、簡潔な文章にしようとする場合やはりちゃんと正確に書く必要があると思うんですよ。だから、その「姿勢にとどまり」という表現が果たして本当に正確かどうかということについて、また後で議論してもらったらいいですけどね、私はこのところは直すべきと、「姿勢にとどまり」とかね、「積極的姿勢が見られない」という書き方は、短い文章の中でなるべく正確を期そうとすれば、直した方がいいという意見であります。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、大分議論しましたけれども、趣旨とすると大体皆さん方はあんまり大きな異存はないと思うんです。ただ、文章の表現として、例えばその「姿勢にとどまり」だとか、何かそういうふうなことをやったら、余りにも何もしてないというふうにとられるので、その辺についてはもう少し穏やかといいますか、やっていることはやっているよというようなことを書けという趣旨ですね。

○寶委員

そうです。

○宮本委員長

河田委員、どうぞ。

○河田委員

全く賛成で、この文章はどちらかというとゼロ百の書き方なんだよね。その途中がないから非常に、事情がわかっている者が読めばいいんだけど、第三者が読めばやっぱりゼロ百になってしまうので、これはやっぱり文章全体に当てはまると思います。だから河川事業者の努力も当然評価されるべきものもあるし、あるいは改善していただかなきゃいけないところもあるし、そういう書き方でね、この誘導型の文章にしたらどうですか、意見書なんて偉そうなことを言わずにね。誘導型の意見にした方が僕はいいと思うんですよ。

○宮本委員長

例えば、本多委員の意見、本多さんはおられますよね。例えば、これは本多さんの意見のところでは、「「配慮する」姿勢にとどまり」はそこまでなんだけれども、「環境、治水、利水について総合的な検討を行う必要がある」ということを河川管理者に投げかけているわけですね。今おっしゃっているのはそういうふうな書き方ですよ。

○河田委員

はい。

○宮本委員長

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員

ちょっと頭のところ遅れて来ましたので、最初の始まり方を理解してないのでとんちんかんなことを申し上げるかもわかりませんが、1つは、この意見書の1ページ目のあたりは、とりあえずは今飛ばしているんですね。でも結局この原案を、最終原案をつくるということを想定して今議論を詰めようとしているのか、それとももう1つその前のステップなのかによって、やはりこの議論の集約の仕方は違うと思うんですね。それが1つ。

それから、今ご意見が出ているのと同じところですが、私はそういう意味では修正を促すための意見書というか、そういう位置づけならとりあえず今の案のトーンはわかる。「原案の是非について争点とすべき重点的課題にのみ焦点を絞って述べる」とか、何かそういう位置づけ、めり張りをはっきりさせる必要がある。これは裏返しに言えば、指摘されていなことで、いいことはいっぱいあるということですから。

それから、もう2つ申し上げます。先ほどの「総合的」という意味で、委員長がお示しになった赤と緑のところです。私も総合的なリスクマネジメントというのは必要だということですから、言い続けてますから、お話はよくわかります。問題はその「総合的」ということの意味内容なんです、いろんなものが考えられる。「総合的」と言ったときに、1つはいろんなものを満遍なく重みづけしてやっていくということがある。それに対してもう1つは、あるものを非常に大きな原則として立てて、それはできるだけ原理として守る、その上で補完的に考慮すると、そういう考え方がある。それから、その間にいろいろ中間段階がある。

そうしたときに、この原案が、左側の赤の部分が少し柱として強過ぎて、そこを死守すると、つまりここは崩せないというその前提のもとに、右側の緑の部分を必要に応じて巻きつけていくという、そういう意味での総合的にしかなってないのではないかと。そういうふうに理解した場合、私はやっぱりそういうきらいがあると思います。

赤の部分についても、かなりの部分を私はそうであるべきだと思いますが、「是々非々」であり得ないのかという問題の立て方というのはあり得るわけで、そうしたときに、仮にあそこが非常に重要な第一原理であるとしても、地域とかいろんな水系の状況に応じてある部分を、右側の事情から修正するとか、少し見直すというようなことが、そ烏合的に計画する上での1つの基本的な考え方としてあり得ないのかどうかという問いはあり得るわけです。それが余りにも左が原理に立てられているのではないのかという意味での、「総合性の意味合いの解釈の違い」というのがあるので

はないかというふうに思います。

最後にもう1つ、済みません。順応的な管理の重要性の話が出ていました、PDCAの話も出て、委員長はそこはもうある意味で当たり前だし、原案のそこかしこにそれなりに書いてあるというふうにおっしゃるんですが、実は、私はここはかなりのポイントだと思うんです。計画論的に言うと実はポイントで、ここについて具体的に試行モデルを示すか示さないかということで、逆に言えば計画をやる側はいろんな意味での縛りを受けるわけです。確かに小さな問題もあります。しかし、争点が分かれるところでもとりあえず入り口として試せるところもある。あるいは、新しい水需要管理のモデルを、全流域では無理だけど、今いろんな話も出てますが、ある自治体とかいろんな市町村があるレベルで了解し合って政策的な合意とか政治的合意が得られるならば、そういうものを一つのモデルとしてどんどん取り込んでいくようなことを起用しようとか、そういうふうな戦略性というのを持って順応的にやるというのは、これは実は、我々と今の河川の方の管理者の方のおっしゃっているところの一つの接点を見つける場合にも非常に重要だというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、1つ目のパラグラフは、出たのは、基本的には皆さん多分考え方は、私は大体合っていたと思うんですけれども、例えば、いいところもあるんだから、それはここには書いてないようなことを、もうちょっと前段の方できっちりと初めに書いた方がいいよとか、それから余りにも全面的な言葉じゃなしに、もう少し検討する必要があるよとか、そういうふうな最後の述語ですね、そういうようなことをする必要があるというようなことだったかと思います。基本的な理念といいますか考え方、あるいは皆さん方がここはちょっとやっぱり不足しているなど、あるいはもうちょっとやってほしいなというところは基本的には皆さん一致したというふうに思います。

それで、またこれは後で戻ればいいと思うんですけれども、その次の点、これは例として、川上ダムのアセットマネジメントについて、例として、これはコスト面の比較検討にとどまって、環境への負担については考慮されていないという文章があるわけです。これについては、大体そうではないかというふうな意見が多いんですけれども、これについて、いや、これはどうしてもこういう表現は、ここに入れるか、文章的に位置は別として、中身として違うんだというふうにおっしゃるのは、これはあれですかね、川崎委員は、これは何か非常に重要な政策展開であることを「重要な視点として確認した」と書いてあるんですね。これはあれですか、この書いてあることを否定して、いや、これはアセットマネジメントの、今の具体的に川上なんですけれども、これはいいではないかと、そういう意味なんですか。

○川崎委員

先ほどからちょっと議論になっているように、この計画原案の計画に対する今の、どういうふう
に修正していくかという問題と、河田先生がおっしゃったみたいに、それぞれの実施計画があつて、
それぞれの実施計画について何にウエートを立てて判断するかという問題とは、やっぱりちょっと
分けて私は考えてまして、トータルな意味でこの計画原案のこの目次に書かれている内容の中で、
これをどういうふうに修正するかという中で、現在そのアセットマネジメントという考え方は、ダ
ムだけではなくて社会基盤施設全体に、要するに、これももとの発想は環境というのはやっぱり考
慮していて、施設の長寿命化でいかに使っていくのか、要するに建設を少なくするためにいかに効
率よくつくっていくかという概念であつて、これを諸外国やと、東南アジアだとかいろんなところ
でアセットマネジメントの学会が立ち上がったたりして、1つの世界的な潮流にもなりつつあるわけ
ですね。ですから、その考え方を、具体政策としてみれば、その個々に対してはいろいろあるんだけ
れども、この考え方を置いて検討材料にしておくということは、十分この原案の中に入れておくべ
きだというふうに私は考えたわけです。

○宮本委員長

わかりました。アセットマネジメントが重要だというのは、これは各委員皆さん異存ないと思う
んですよ。ただ、そのアセットマネジメントのやり方として、ダムで容量を確保するという今回の
案と、それから例えば千代延委員から提案された既存のダムの利水容量なんかを活用するという、
そういうふうな案もあるじゃないかということで、ここで書いてある文章は、長寿命化容量確保の
検討ですよ、容量の検討において専らそのコスト比較面だけであつて、そこに環境の要素が含ま
れていないという文章なんですよ。ですから、アセットマネジメントをこれは否定しているわけ
ではないんですよ。その検討の仕方が、あくまでも経済的なコスト面だけしかやってないではない
ですかという意味なんですよ。そういう意味ならそれはいいんですか。

○川崎委員

ただ、それを、そうであるとすると、この原案に対する全体の意見ということよりは、その具体
的に各事例についてやらないといけないわけですよ。先ほどの話で優先順位の問題とか、それとそ
のアセットマネジメントの話だけではなくて、それぞれそれに対する今のお話で、いろんな環境的
な施策とか、実際工法の問題だとかいろんなものがあつて、コストの問題もある、社会的な問題も
あると。その中で判断しないといけないので、十把一からげにしてこれが今だめですという、政策
に対して1つだけ強調するというのは、ちょっと、要するに恣意的ではないかというふうに私は考
えます。

○宮本委員長

これはあくまで例として挙げたんですよ。余り抽象的な文言だけではわかりにくいから、一番

わかりやすい例がこれだったものですから挙げたんですよ。ですから、例えば綾委員の意見のように、これを独立した項にするんじゃないに、1つ目の段落に入れて、例えばということで、こういうことではないですかというふうなことならいいですか。

○川崎委員

そういう具体的なモデル提示であれば、河川管理者もだめ出しされただけではなくて、具体的にどう検討を入れていけばいいのかということの案を各事例で、例で挙げたんですけど、その核心部分の骨格はこうであってこんなモデルを、こんな考え方でこんなモデルの検討が何年以内に必要であるというようなことを具体的に書くということに対しては私は何ら異存がなくて、むしろそれがないから管理者が誤解を受ける形になるのではないかと。

○宮本委員長

わかりました。はい、どうぞ。

○池野委員

池野です。私はいけないというのではなしに、以下でずっと書いている修正のところも見ていただければと思っていますが、基本的に、やはり書くべきことは書かなければいけないという点が1点。それで、川上ダムという、例示といえども余りここで書くべきでない。というのは、構成として次にダムの項がありますから、例示というのを書くべきではないという気はいたします。ただ、ダムについて重要な問題意識ということは提起したらいいのではないかと思いますけど。

○宮本委員長

例示として書くべきではないというのはどういう理由ですか。

○池野委員

ここで川上ダムだけを例示する必要はないのと違いますか。後で川上ダムのところがありますから、アセットマネジメントやったらそこで明確に言うべき、議論して書くべきでないのかと。

○宮本委員長

後ろでも書いてあるんだけど、例えばということでここを書くことが、何かだめだという理由がよくわからないんですけどね。

○池野委員

ダムだけを何かぎらぎらさしてます。今評価すべきことは評価するべきだ。琵琶湖の水位とかいろんな事例がある。書くべきこと、評価すべきことはさっさと触れたらどうか、というような気がしています、全体に。

○宮本委員長

ここがちょっとね、やっぱり初めの、ちょっとあれが違うところは、やっぱり我々は何のためにこの委員会をやっているかというたら、河川管理者に対して、まあ言えば意見としてこうしてほし

いと、あるいはここについてはちょっと見直してほしいということを言うのがまず一番ですね。だから、そういう意味において、今回は現時点における意見ということで、ここについてはこう直してほしいのだということが出ているわけなので、その例としてわかりやすく、河川管理者も理解しやすいように例示するということは、私はおかしくないと思うんですけども、ほかの委員でやっぱりこういう例示を出すのはおかしいということがありましたら、どうぞ言ってください。

○河田委員

いいですか。今の問題は、実は今回この意見書を書くに当たって、ちょっと読んでみると、環境保全と改善についての具体案がないんですよ、実は。だから批判しようがないんですよ。

要するに、もっと言うと、何で川上ダムだけこんな具体的にここに出すのかと。だって、4.のところで個々のダムの計画のところにまとめて言えばいいのにね、川上ダムの問題をここで出して、利水の問題も出してということは、要は治水の場合は非常に具体的な検討事項がいっぱいあるので、そんな、要するにそれを一々ここで書くということをやらなくてもいいのだけれども、環境の保全とか改善というところで、では何をするんだといったときに、必ず治水と利水に関係したところでの意見という形で出てきているわけですよ。

だって僕が、例えば100年前の琵琶湖の湖岸に戻せとかね、あるいは瀬田川のヘドロをとれとか言ったら、そんなことはやらない方がいいというのは、そういう意見しか出てこないではないですか。つまり、環境改善とか保全について具体的にこうすべきだというような意見が出てない、はっきり言って。だから、ここはやっぱり川上ダムのことをこんなところを書かないで、要するに内容が非常に、批判的なことしか書けなくなってしまうている。そこが僕は問題があると。

○宮本委員長

いや、そうなんですよ、これは。もともとそうなんですよ。ですけど、例えば環境に対してどうあるべきだと、どういう方向で行けというのは、今まで流域委員会が意見としていっぱい出しているわけですよ。それを受けて近畿地整も基礎案ということで具体的にやられて、そして例えば琵琶湖の水位管理だとか、それからワンドの復活だとか、そういうことをやられているわけですよ。だから我々、我々というか今までの継続した委員会は、それを出してきているんですよ。だから、それで出しているんだけど、この原案でそれとはやっぱりちょっとまだ不足しているというところを問題として出しているという意味なんですよ、これは。

○河田委員

だからやっぱり最初の問題になって、これはやっぱりカルテになってしまっているから、だからそういう問題が出てくる。問題点をここに書かなければいけないと思っているから、それを具体的に川上ダムの問題を書いてしまっているわけ。また、川上ダム、後ろにまたそれは出てくるわけで。だから、それはやめておいた方がいいだろうと。出すんだったら1遍どこかに出しといたらいいで

はないですか。

○宮本委員長

本多委員、どうぞ。

○本多委員

本多です。今、川上ダムの長寿命化のことがここに書かれていることが問題になっているようですけれども、これはあくまでも最初に書かれた環境面が考慮する事項になっているのではないかということに対する事例ですから、川上ダムではなくてほかの事例を出した方がもっとわかりやすいよというのであれば、ほかの事例を提案していただいたらいいかもしれないけれども、この場合、別に後ろに書いてある書いてないにかかわらず、最もこの部分がそれをよく示している事例として挙げられているだけであって、これはあくまでも前文を補完するものであるから、私はこの事例が一番いい事例ではないかというふうに思います。

それと、もう1つ、先ほど委員長がカルテなのか健康診断なのかというお話をされました。カルテであればここが悪いから治しましょうということですが、健康診断ならよいところ悪いところを全部評価しましょうということになると思うんですね。そうすると、この意見書が中間的な意見書なのか、我々が求められている最終的意見書なのかによって、最終的意見書だったらもちろんこれは健康診断でなければならないだろうと。でも、これがあくまでも中間の報告で、意見であるならカルテでもいいのかもしれないということがあるのではないかというふうに私は思います。以上です。

○宮本委員長

それについては、一番初めに私は冒頭に言いましたが、この原案について、この委員会で十分な審議はまだなされていないということは皆さん共通したわけですよ。そういう意味においては、今言うように健康診断を、もう全部網羅的に意見を言うというのはこの段階では至ってません。そういう意味で私はカルテのつもりで3人でつくったんですけれども、だからそうすると、例えばもっといろんなことを議論して、もっと委員会側からも提案ということも私はあると思うんですよ。ただ、そこまでまだ行っていないんですよ、この議論は。

ですから、今の時点でこういうところについては非常に気になるというところを河川管理者にお出しするというのが、私は今のこの位置づけだと思ってます。そういう意味でわかりやすく事例を出したということなんですけれども、私は何かその事例を出したらいかんというその理由がよくわからなくてね。例えば、ほかのところではもっと具体的に何か言うたらどうやねんとかいう意見もあるのに、なぜここでこの事例を出してはいけないのかというのがよくわからないのですけれども。どうですか、ほかの方、ご意見。はい、どうぞ。

○寶委員

寶です。私の意見は50ではなくて、51のところにここの部分については書いてあるんですけど、先ほどの議論でもう1つ前の段落の議論で、そこがここにあるかどうかということも検討するということで、私は後ろへ動かした方がいいと思っているので、ここは後ろへ動かした方がいいと思っています。以上です。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○千代延委員

先ほど河田委員が、環境を具体的に提案してないではないかという、その部分もあるでしょうけれども、提案というのは、例えば利水については、ダムでなくてもこの方法でやればいいではないかというのは、これはもう大きな環境を考えての上のことなんです。できるだけダム以外で対応できるものは、そのようにダム以外のものでやろうと、そういうこと言うたら、提案がないのではなくて代替案を検討してほしいというのは、あくまでも環境を考えた提案だと私は認識しております。以上です。

○宮本委員長

大体、それではその辺についての意見は出たかと思うんですけども、池野委員の意見の中で、最後の方に「事業中から事業後のダムについて、継続的に監視し、意見を言う新しい組織の設立を提言する。」と書いてありますよね。これは既に流域委員会もその組織であるし、それからダムのフォローアップ委員会というのがあるわけですよ。それじゃだめだという意見でしょうか。

○池野委員

1つは、当然ながらダム個別の議論をしないとなかなか難しいなという理解をしています。それで、フォローアップ委員会も承知はしているんですけども、この委員会も一つの仕事はフォローをするということ。私は環境の議論はよく解りませんが、もう少し具体的に言うと専門家や、現地に精通した人、それらの人々が本当に環境面の議論を深める、組織が要るのかなということを思っ

○宮本委員長

いや、だけどそれはフォローアップ委員会ではないんですか。あれはそれぞれ環境なりの専門の委員が議論されている仕組みですから、私はそれ以上のものを、また我々が今の委員会としてもっとやれと、ほかのをつくれという意見は、私はないように思っているんですけどね。ちょっとそこが聞きたかったんですけど。

○池野委員

フォローアップが十分できればそれは問題ないだろうという気はいたしますけれども。

○宮本委員長

それはフォローアップが今は十分できてないということですか。

○池野委員

いやいや、そんな失礼な、そんなこと言いません。

○宮本委員長

そしたらいいですね。

○池野委員

はい、わかりました。

○宮本委員長

あと、それと最後の方まで行きますけれども、綾委員が最後の段落について、ここも今までの議論であったんですけれども、原案で示された具体的な施策はというもので、一部にはというふうに、確かに原案の中ではまあ言ったら積極的にやっているものもあるので、そういう意味ですね、この一部という意味はね。

○綾委員

そうです。

○宮本委員長

最終的にはその基づいているとは見られないという文章に対して、どのような対応を十分に考慮した修正が基本的に必要であると、ということですから、これもどちらかといったらちょっとこの言い方がきついのをもう少し前向きに、地整の方にそうしたらどうですかという向きですね。

○綾委員

評価するところと評価しないところをちゃんと書いた方がいいでしょうという意味です。

○宮本委員長

はい、趣旨はよくわかります。

それから、あと最後の方のところでは、これは本多委員も同じような趣旨で、基本的な考え方をさらに検討して、これは住民理解も得られるようにというのは、これもそういう、どちらかという地整の方にだめではないかと言うのではなしに、もうちょっとやってよという意見だということですね。

そうすると、このところまでについては、これまたどういうふうな格好で今までのこの意見を聞いて文章を変えるかというのはまたちょっと考えますけれども、とりあえず議論を進めていくということでもよろしいでしょうか。今、一つ一つここで文章をやっているとなかなかこれまた大変だと思うので。

それでは、その次のところ7ページで、また整備局は非常にいいことを言っているわけですね。

なかなか影響予測が不確実な面もあると、それからなかなか環境への影響を回避、低減するための計画や設計に関する知見の知識が十分でもないというふうな認識をしているのだけれども、どうもここのダム環境影響については先ほどの予防原則の話もありますけれども、小さいとか、あるいは影響は低減できるというふうな表現になっているというふうな文章になっています。

これについては綾委員、池野委員、岡田委員、川崎委員は意見がなくて、河田委員がその最大公約数的な意見はいずれも致命的な環境悪化にならないと指摘されているというふうに書かれているのですけれども、ここがちょっと私も理解しにくいのですけれども。

○河田委員

理解しにくいというのはどういうこと。

○宮本委員長

どこに、今まで例えばこの委員会の中で、ダムについてのいわゆる致命的な環境悪化にはならないというふうに指摘されているかということなんですよ。

○河田委員

この委員会ではなくて、そういう河川事業者の方から出てきたいろいろ環境についての事前の委員会をつくっていただいているじゃないですか、そこでの意見を言っているわけですよ。

○宮本委員長

なるほど、なるほど。そういう意味ですね。

○河田委員

はい。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、今まで河川管理者がつくられている環境委員会というか、検討委員会ではそういうふうな指摘がありますよということですね。

○河田委員

はい、そういうことです。

○宮本委員長

わかりました。そういう意味ならわかりました。

それから、これは實委員。實委員がこれまた事業中のダムについて継続を中止する積極的な理由は見当たらないと書くべきだとおっしゃっているんですけど、これは今は要するに環境のところの議論なんですけど、ちょっと趣旨を言ってください。

○實委員

意見で言いますと53番になります。審議資料1－2ですね。何回か発言しているんですけど、近隣に比較的新しいダムが幾つかあるわけですよ。そういう環境影響がある程度もうわかってい

るダムがあると。そうであるならば、その結果を見て、これから堤体ができるダムについて影響評価がある程度類推できるだろうと思うわけですね。ですから、そういったところを積極的に原案に書き込めないのかどうかということですね。そういった近隣の事例を見て、そこはどうかで事業中のダムについて継続を中止する、もうこれ中止するというのはよほど大事なことです。中止するなどの理由がまた要るわけでありますので、そういう中止する積極的な理由がないのであればそういうふうに書いてもいいのではないかと。とにかく、なぜ続けるのかという説得力のある記述をした方がいいのではないかと考えております。

○宮本委員長

これについては、意見書の案は非常に環境についてはよく慎重に検討しないといかんだろうと、今まで要するに「影響を真摯に受け止め」ですから、にもかかわらず割と聞いた説明の範囲では、何かもう影響は小さい、あるいは軽微である、あるいは低減ができるというふうな結論になってしまっていると。ここについては今までの委員会の意見の中で、なかなか自分とすれば納得できないという意見があったことも事実なんです。ですから、ここも非常に大きなところだと思うんですけども、特にこれ修正意見とか出されてない方は多分それでいいのだろうというふうな思いだと思いますけれども、それに対して、いや、そんなことないではないですかと、もうダムの環境についてはそんなに大した影響もないんだからそれについてはみんな認めたではないですかというふうな、簡単に言えばそういう意見なんですけれども、そこはどうでしょうか。村上委員、どうですか。

○村上委員

村上です。實委員のご発言にもあったように、周辺のダムの環境影響の調査、それはここの流域委員会のフォローアップ調査でもそういった議論をしたはずなんですけれども、そのフォローアップ調査で押さえる環境影響の範囲がいかにも狭い。水質の一部、それから漁業に重要な魚種、そういったものしかやられてない。水生昆虫ですとかそのほかの魚、それから水質、昆虫、それから魚の相互関係、そういったことが一切やられてない。そういう意味では、やはり何も報告がないから甚大な影響がないとはとてもこれ私は言えないというふうに思います。

実際比奈知ダムなんかの下流部を見ましても、これは行って見て見ればわかるのですが、水生昆虫の現存量が非常に少ないとか、その隣の青蓮寺ダムですと水生昆虫の中でも特に上から流れてくるようなプランクトンを食べるような昆虫が多いとか、そういったものはちょっとした調査でもわかりますし、それから一般意見からもそういった指摘があったはずだというふうに思います。そういうことを考えますと、やはりまだまだ調査は不足している、やはりこれは私は姿勢の問題ではないかというふうに考えます。

○宮本委員長

水野委員。

○水野委員

先ほど影響はないという判断をしてしまったのですが、これは非常に防災の方の力学的な知見と生態学の知見の違いがありまして、例えば実を言うと、姉川の上流域ですと、新種というわけではないのですが、底にいる魚がその地域だけしかいないような魚だということが去年の2007年に論文がやっと出たという感じのところで、それを今してしまうと、「おお、これはめっちゃめっちゃダムの流域やないか」というふうに思ってしまうんですけど、そういったことが多々あるんです。実を言うと、琵琶湖の生態系についてはまだ何が固有種かという、そこに西野先生がいらっしゃるので余り詳しいことは言いませんけれども、まだまだ知られてないことがたくさんある中で影響がないなんてことはそんなうかつに言えるような状況ではないということは今ではわかっています。それぐらいははっきりと言えます。

○宮本委員長

竹門委員どうぞ。

○竹門委員

まず、實委員の意見についてでございますが、新しいダムであれば影響が少ないのは当然でして、さまざまな影響のルートがまだ顕在化していないという面があるわけですね。したがって、長い期間にわたってダムの影響を評価していけば、当然重大な影響が顕在化してくることは予測されるわけですから、現時点で近隣のダムの影響からすぐに結論は出せないというのは確かだと思います。

それからもう1つ、今水野委員のおっしゃったことは非常に大切なことでして、一般的なダムの影響ではなくてそれぞれの流域における影響を考えないといけないですね。例えば高時川に関していえば、積雪の多い流域で源流域には比較的広大なブナ林が残っている点で琵琶湖の流入河川の中でも非常にユニークな河川であるわけです。この集水域に疎通性が失われるということは、これは一般的なダムの影響の問題ではないわけですね。このように個々の生態系の持っている特性に対する影響を評価する必要があります。その意味でもやはり影響評価の視軸が余りにも足りな過ぎると言えます。

○宮本委員長

川上委員。

○川上委員

川上です。私は木津川上流に今住んでおりまして、水質だとかいろいろ調査もやっておりますけれども、まず甚大な影響としては、やはり先ほどどなたかがおっしゃったように縦断方向の連続性が断たれるということで、今まで行き来していた魚がもう全然上ってこれないというふうなことがあります。

例えば、名張川にはサツキマスなんかもう上ってたんですよ。大阪湾からのアユももちろん上っ

ておりましたし、そういうふうなことで甚大な影響がないということは絶対に言えないし、それから水質の問題についても、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、平成11年だったと思いますが、一番最後に新しくできた比奈知ダムにおいてもすべてアオコの発生等が見られるわけです。それで、特にひどい高山ダムについては深層曝気施設なんかを設けて、2000年ぐらいからは何とかアオコの発生を抑えたというふうな状況なんですね。ですから、甚大な影響の報告がないというふうなことは絶対ありません。

○千代延委員

千代延です。近隣の先にできたダムを参考にとという寶委員の意見を、これは2月11日だったと思いますけど、お書きになっておりましたし、今もおっしゃっておると思うんですけど、丹生ダムですと近くに姉川ダムがあると、だからそれが1つの参考になるというなかなかいい考えだと思ったんです。しかし寶委員は淡海の川づくりの委員長もなさってますので私よりはるかに詳しいと思うんですが、姉川ダムは淡水面積が30数haで環境アセスをやる最低の50ha以上の対象でないために、滋賀県がああダムをつくる前の事前調査というのをやられていなくて、工事が始まって途中から慌てて少し調査をされたということなんです。したがってダムをつくる前とその後がこうであるというデータがそろってないというようなことがありますので、丹生ダムについてはすぐ姉川ダムを参考にとするのは非常に難しい状況ではないかと思います。以上です。

○宮本委員長

では、西野委員どうぞ。

○西野委員

まず、ダムが生物に影響を与えないということはありません。例えば瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダムが建設された後は、先ほども話がありましたが、大阪湾からサツキマスは琵琶湖に上がらなくなっています。海アユも上がらなくなっています。ですから、生物が遡上しなくなっている、縦断方向の分断があるというのは間違いないわけですね。

最近のダムでは影響がないというのも、先ほどお話もありましたように、きちんと研究が進んでいない、ダムにかかる費用のごくわずかでも生物調査にそのお金を回せばもう少しいろんなことがわかるんだと思いますけれども、ダムをつくる前には調査はするけどつくった後には調査はしないわけで、影響が本当にあったかどうかというのは結局わからずじまいです。

日本にダムは2800ほどあるそうですが、そのダムの影響、生物への影響を科学的にきちんとした研究というのがほとんどないというのが日本のお寒い現実です。

ですから、ダムが影響がないということはありません。ただし、どういう影響があったかというのもわからないと。なぜそういうのにお金が投入されないかという方が私としては非常に不思議に思っております。以上です。

○宮本委員長

そうしますと、今の部分については、河田委員からはそれぞれ河川管理者がやっている環境委員会ではそう影響がないとか、あるいは軽微だというのが出ています。これは事実としてこういうことですね。しかし、この委員会としてそれぞれのダムについての環境の影響について説明を聞いた中では、もうこれで十分影響ないと、いいじゃないですかという統一的な見解にはなっていないという理解でよろしいですね。何かご異議ございますか。どうぞ。

○川崎委員

この影響がないという一つの考え方は、例えば先ほどおっしゃったみたいに、希少種とか有名な魚だとかそういうのがなくなったというのはあるんですが、要するに、つくる前に魚類はどれだけの数があって、それをつくった後に全体の中でどれだけ減ったのかとか、その辺のやはりデータがないと影響があるとかないとかいう判断を実際できないと思うんですね。治水のように何cm下がるとかいうことが出てくれば非常にわかりやすいのですけれども、ですから、そういう意味で影響があるとも言えないしないとも言えない、判断ができないというのが正直なところだと思います。

○宮本委員長

岡田委員どうぞ。

○岡田委員

そここのところの解釈ですが、私の計画論の立場からちょっと意見を申し上げます。環境や生態の専門の方がデータが取れるかとれないかという話が1つある。取れて、それなりに専門家の中で合意できる指標に則して、ある程度定量的、あるいは定性的に何かが出てきて、それに基づいて専門家が判断する範囲内で影響がある、ないというのが1つあると思うんです。

ただ、私はここで委員会が全体として何らかの関与を判断としてするとすれば、もう1つ別の、「社会的に許容の範囲であるのかないのか」という問題だと思うんですね。この場合の社会というのは、例えばここと言えばこの委員会が1つの社会です。多分いろんな意見の分布があると思います。その中には専門家がデータを持って判断を示す。あるいは専門家も判断するためのデータを持たないので判断できないという場合もある。あるいは、既に手続き環境アセスメントが実際にやられているわけですから、それも1つの客観的な指標です。

私が申し上げたいのは、結局ここで言うのは、いずれにしてもある集団なり社会が今の時点でそれを許容すべきか否かという意味でのある種の判断として、見解を示すというふうに理解すべきではないか。それで、環境や生態の専門家の判断を、他の門外漢の我々が尊重して、できるだけそれを尊重してそうだなというふうにアグリーできるかという問題になる。ちょっとそここのところは私はわからないというふうに思うんです。ですから、そういう意味でいろんな意見の分布があろうかと思いますが、それは最終的にいろんなところで図るとして、一つの多数の意見として、その中

で一つの今の段階として「社会的に」というか、委員会全体としてそれを「許容可能」と認めるか認めないかというふうな理解をすべきではないか。私はそう考えます。

○宮本委員長

まだちょっとそこまで多分議論が詰まってないんですよね、はっきり言って。環境についてもまだ非常にこの辺まだわからないところがあるというのが今までの実際正直な委員会の中の議論なんですよ。ですから、何遍も言いますけれども、今の時点でどういう意見を言うかということであって、今我々がこのダムについての環境への影響について許容できるとかできないとか、これなかなか私はまだ言える状態ではないと思うんですよ。言えるとおっしゃられたらおっしゃってもらったらいんですよ。ですから、そう言える状態にちゃんと説明してほしいという段階かなと私は思うんですけども、そうではないですか。もうここで言えるんだとおっしゃる方おられますか。というのは、その姿勢としてね。どうぞ竹門委員。

○竹門委員

少なくとも生物に関する影響に関しては、社会的な許容の範囲かどうかを現時点で判断するのはなかなか難しいと思います。しかし、一般論で言えば、貯水ダムの場合でしたら必ず堆砂があり何年後に満砂になるかを予測できるわけですね。その時期がせっぱ詰まってくれば必ず対策をしていかなきゃなりません。

既に意見として申し上げましたが、環境のインパクトについては必ずしも希少種や生物に対する影響だけではなくて、水質や土砂についても総合的に判断するべきであるということです。将来的に貯水ダムをつくることによって生じる負債の部分をちゃんと評価していくべきです。今、数字では出せませんが、同じ100年間に引き堤や築堤をして、少しでも水位上昇を防ぐあるいは破堤を防ぐという事業に毎年投資していくのと、時間がたつにしたがって負債の部分がふえていくような貯水池をずっと管理していくのとを比較したときに、社会的に見てもダム以外の方が子孫のためになるという判断はできると思います。

これは緻密な計算をして明確にバランスが出るような議論ではなくて、もう少し観念的な議論ではございますけれども、しかし理屈で考えればわかる計算というものもあると思います。これを客観的に示していくのは、例えば環境防災という分野のテーマかもしれません。いずれにしても、環境を生物の観点だけで社会的に評価するという時代はもう終わっていると思います。

○宮本委員長

どうぞ。

○寶委員

寶です。53番の意見のところは私も慎重に書いたつもりです。ですから、「近隣の比較的新しいダムの環境影響評価によれば、今のところ、甚大な影響の報告がない」と、影響がないとは私は言

ってないですよ。だからこれ事実を書いているつもりなんです。それで「事業中のダムについて継続を中止する積極的な理由は見あたらない」、これは僕の意見ということもありますけれど、そこまで踏み込んで書いてもいいのではないかという提案なんですけど。

それと、もっと前にできたダムについて甚大な影響があった例もあるだろうと思います。そういうダムについては30年、40年そのダムが働いてきて、環境影響とそれから治水・利水で活躍した分との見合いで社会的に許容されるかどうかという判断も出てくると思うんです。それはさっき岡田先生おっしゃったとおりであって、だから環境指標だけで見てはいけないわけで、やっぱり環境と治水と利水のバランスを考えてダム事業というのを見ていく必要があるだろうと思っております。

○宮本委員長

これは非常に難しい根本の議論なので、なかなか今ここでこの委員会の意見としてこうあるべきだというのが言えないことも事実だと思うんですよね。それで先ほども何遍も言っているんですけども、今の時点での今までの審議を含めての意見ということで実はここは書いているつもりでして、何を書いているかと言いますと、河川管理者は非常にいいことを書いて謙虚に慎重に考えないかんのやということをおっしゃっているわけです。

しかし、実際の出ているアウトプットはふっとそこがもう行っちゃっているのではないかという感じを受けたので書いたんですけども、例えば1つのこれ例なんですけれども、川上ダムの影響について植生のところで、いろんな貴重種があるので移植するというのがあるんです。これは川上ダムの技術レポートの中に書いてます。ちょっと読むと、移植により固体の保全を図るものであり、その効果は期待できるけれども移植が非常に難しい種があるということで専門家の指導助言によって実施しますと、また移植が非常に難しいと考えられる種について専門家の指導助言を得て種まきいたしますということが書いてあります。そしてその結論が、これらの環境保全対策の実施により、川上ダム建設事業を実施した場合に影響を受ける生育確認固体について影響は回避、低減されると考えられるというのが結論なんですよ。

私はここ非常にひっかかったのは、難しいんだと、それはわかってますと、専門家の指導を受けると、これもいいですと。しかし、専門家の指導を受けたらこのことによって何か川上ダムの影響は回避、低減されると考えると、ここが私が言いたかったところで、慎重に考えてどうするのだというのがなくて、専門家の指導を受けるんだから影響は回避、低減されると。今まで説明を聞いてここがちょっとという気がして。だから、そこがもう少し、そこまで慎重にやらないといかんとおっしゃっているのなら、それに比べて余りにも簡単にその影響は回避、低減されるという結論づけされているというところをもう少し考えてほしいというのがこの趣旨なんです。ほかの方でご意見、綾委員どうでしょうか。

○綾委員

環境の話とかって素人、私もそうなんですがよくわからないことが多いですね。先ほど河田委員がおっしゃいましたように、各ダムのことについて言えば専門の調査委員会なりをつくっていたいて、それこそ本当にみんな専門家の方ばかりが入って、それでそれなりの判断をしている、それでその説明を受けてるわけですね、我々は。

それでこの各ダムの説明をちゃんとしていただいて、では我々はそれを聞いてどう判断するかというときに、やっぱり素人でしたら今の現状だったらこんなものなのかなとか、もう少しここはほかのことから見たらちょっとおかしいから何かしてほしいとか、あるいはここに環境専門家の方もいらっしゃいますから、いろいろちょっと違う方法でやってみたらどうですかというようなことも言って、それに対する対応というのは、管理者の方は結構まじめだからいろいろやってくれてたりするわけですね。2年間とか1年間の間に新しい検討をしていただいているわけで、そういう意味では、ある程度私はそれについての確かに結論的には小さい、あるいは影響は回避されると結論づけているという形になってはいるんだけど、委員会としてもそんなことはないと言って大きな議論になったような記憶は私にはないので、まあそれはそういうものかなというぐあいに認識してますけど。

○宮本委員長

山下委員どうぞ。

○山下委員

この今問題になっているところは、結局この全体の文章の中でさっきからずっと議論になっている、環境と治水・利水についての総合的な検討を行う積極的姿勢が見られないというところの例示の1つとして入れてあるわけですね。

つまり、河川管理者としては、従来型の環境配慮というのはまさにちゃんとやっている、事業アセス的なところはきちっとやっている、けれども、まさにそういう配慮するということにとどまっていて、環境、利水・治水について総合的に考えてみたらどうなんだという、整備局の方だってデータの不十分さ、あるいは環境への影響予測の不確実さというのはわかっているではないかと、指摘しているではないかと。そういう認識があるにもかかわらず何でもこうさらっと単純に小さいとか、回避、低減できるというところへ行くんだいと。どういう影響があるかないかということの議論ではなくて、そもそもその環境に対するつかまえ方というところで、もう少し慎重さなり抑制された姿勢なりというものを持った対応が必要なのではないかということが言いたいだけなんですよ。

したがって、その環境への影響が大きいとか小さいとかということを問題としているわけでもないし、その回避、低減されるかどうかということのを白黒どっちなんだという議論をやっているわ

けではないんですよ。むしろ、その環境というものに対して整備局、河川管理者が、一方で不確実さ、データの不足ということを言いつつも、一方でこういうちょっと早急過ぎる結論を出すということがそもそも総合的な検討を行う積極的姿勢のなさということになるのではないかということを行っているだけなんですけどね。そこだけちょっと押さえておいていただきたいと思います。

○宮本委員長

そうですね、本当にそうです。確認してもらってありがとうございます。あと千代延さんでしたか、いいですか。

まさにそういうことなんです。その辺については皆さん方は今までの委員会の中でも、もうここまでやっているんだから大丈夫ではないかという意見よりも、どちらかというとまだちょっとこれは納得できないという意見が多かったことは事実なんです、ここは。ですから、それを踏まえてもう少し慎重にもう少し悩んだ姿を見せてほしいというか、もう少し慎重に検討する形跡を見せてほしいというのが趣旨なんですけど。という、この段落についてはそういうことであります。

それでは最後のところといいますか、結論のところまで行きたいと思うんですけども、意見が出ているのは、基本的に修正が必要だよというようなものとか、もう一回検討をちゃんとしてよとか、あるいは修正ですね。

それから、岡田委員はここでPDCAを活用して転換する姿勢と、PDCAのプロセスを活用してそういうことをやってほしいという要望というのがございます。

あとは、竹門委員はここは環境を改善するために必要な対策を体系的・総合的に示していただきたいと、そのためこういう転換をする姿勢で原案を見直してもらいたいんだというふうなことが書かれています。基本的には今までのこの議論したように、地整に対して注文というか、こうしてほしいんだという、まあいえば建設的な書き方にしたらいいと思うんですけどもというのがあったと。

岡田委員どうぞ。

○岡田委員

委員長に今触れていただいたとおりですが、ちょっと「その心」というのを説明させていただきたいと思います。この資料だと7ページの私の欄のところにありますが、整備計画の期間にこの考え方を根本的に転換する姿勢やPDCAプロセスを活用した順応的・戦略的な手順を明示して欲しいというふうに言っているんです。

言いたいことは、1つは例えばこういうことですね。「整備計画の期間に」というのが1つみそで、20年から30年あるわけです。というのは、今から5年、10年それから20年、30年、私は実は30年先は多分今考えている前提自体が大きく狂うと思うので、そういう意味では本当はもっとそういう問題があるわけですが、20年、30年というのは決して短くもない。そうすると、その中で今こ

の議論をしていますが、1年か2年先に例えば伊勢湾台風みたいなことがドンと起こるかもしれない。あるいは大洪水が起こるかも知れません。そうしたときに、ここでマスコミもおられますけど、途端に世論は全く変わるというようなことがあり得るわけですね。流域の市町村の中からもまた違う声が市民から出てくるかも知れない。

そうすると、2年とか3年ぐらいでそういうことが起こったときに、そういうある種のバッシングというか、別の意味でのまた大きな批判やクレームが出てきたときに、一体だれが責任をとるのか。そういうふうな問題があるわけです。我々委員会はもちろん責任はとれないけれども、「こうしたらどうですか」という強い意見を提示する。それから我々はもしそう言うならこれをそんなときにもやはり流域の地域社会は大勢としてそれは許容するだろうという我々なりの想定のもとにやっている。公式の意見書を出すということはそういった意味も伴うはずなんです。

つまり私が言いたいことは、これを管理者の側から見れば管理責任の問題がある、2年、3年はそういうことは起こり得るわけですから、その2年、3年の間に一気にこれを転換するという姿勢を明確に示せと言われても、精神論としてはわかるけどどうやってその体制をつくるのかということについては権能も与えられてない。もちろん私はある意味でそういう政策的意思も必要だと思いますが、そういうはざまの中で、2年、3年とか5年という短期の問題はなかなかそうはできない問題もある。しかも、ステークホルダーというか、いろんな関係者を巻き込まなければならない。

そうすると、5年ぐらいの話とそれから10年先の話とは少し分けて考えていく必要がある。しかもその向こう2年、3年、5年の間に今のやり方を転換するモデルを入れていく。どこかでそういう並行した二本立てのマネジメントが求められる。そういうものを試行するというのを積極的に許容するように促すようなことをやっていきますと、もっと明確に書かれてもよい。いろいろと小さいことは書いてあるんですが、そういう明確な姿勢というものを出していただくことで、その何となく消極的で、具体論になるとちっともどう変えるのかわからないという、そういう縮み志向的な印象が転換できるのではないかというふうに思うんです。ですから、そういう意味で「整備計画の期間に」というのをあえて私は入れたんです。以上です。

○宮本委員長

今岡田委員がおっしゃることは、これ今までの流域委員会でもすごく大事に思ってきたことなんです。それで、この淀川の整備計画は決してコンプリートなものではなしに、常にローリングしていくんだということやっていくと。そのための進捗状況のチェックを流域委員会もやるし、そこでまた変更の意見も言うという仕組みを実はつくってきた、それが原案の中にも書いてあることはあるんですよね。それをもっと明確にちゃんとはっきりと書けということですね。ここはそれはそのつもりでやってきているから、そうやれと言ったら多分地整だってやってますやんかという話になるのかなという気もするんですけどね。

そこはひょっとすると、これでまあ整備計画の案ができて計画ができますよね。それに対して流域委員会はまたずっと継続してチェックするわけですよ。そこで流域委員会が汗をかかないと、もっとしっかりした仕組みをつくれと地整に言ってもなかなかそれはしんどいかもしれん。多分地整だけではできないと思うし、我々の方もそのチェック機関として汗をかかないといけないかなという気はするんですけどね。

はい、どうぞ。

○河田委員

今の議論はもう当然の話でして、30年先を目指しての原案なんですけれども、当然そこでアクションプランというか、もっと具体的にいつまでにどうするかということを議論していかないと一体何をするんだということになるじゃないですか。そこでの突き合わせというのは必ず出てくると思うんですよね。それは治水・利水、環境に全部またがって出てくると思うんですよね。

ですから、やはりいろんなレベルでこの議論をするということがとっても大事な話なので、その原案のところでの非常に一番上のところで押さえたあとはいけるというふうなものではない、むしろ現場でどうするかというところが実は非常に色濃く結果的には反映されるんだという、そういうことはもう間違いないと思うんですよね。ですから、私が申し上げたいのは、やっぱりこういうものは完全なものではなくて、やっぱり時代とともに見直し変えていく、そういう性質のものだということを理解しておく必要があるということですね。

○宮本委員長

竹門委員どうぞ。

○竹門委員

私の意見の中で「淀川水系の環境を改善するために必要な対策を体系的・総合的に示していきたい」という文章を入れる提案をしました。これは批判するばかりじゃなくて、環境サイドからどういう方針を具体化していったらいいのかというときの考え方を示すためのものです。5ページにも2番目の「・」で、「具体的に実施するために行動計画が示されていない」とした部分も、これを「示していただきたい」にしてもいいと思います。、これは先ほどから議論になっている環境、治水・利水の総合的な検討を具体化するためにも、「例えば5年計画、あるいは二、三十年先のそれぞれ行動指針を示していただきたい」とするのがよいかもしれません

例えば、ある流域で水が足りない場合、その利水容量を確保するということが本当にせっぱ詰まって必要なケースでは、その利水容量を確保することについては目標とします。しかし、その方法については特定せずにさまざまな考え方を追求していったほうがいいわけですね。先ほど實委員がおっしゃっていたように、古いダムの中には環境の悪化が起きているものもあるかもしれないが、その間になした社会的なその意義についてバランスを考えることが必要だというご意見は正論であると思

います。この考え方を踏襲すれば、利水や治水容量が過去にどのように確保されてきたかを歴史的に振り返り、その中で環境の負荷が少ない方法は一体どんな方法か、そういう視点で十分検討した上で、じゃ、この流域についてはこういう利水・治水容量の確保を考えましょうという形で計画をしていただきたいということです。

○宮本委員長

おっしゃるとおりだと思います。そうすると、ちょっと補足的に言いますと、さっき河田委員がおっしゃった個々にやっぱりまた事業計画が出てくるわけですね。これは今までの基礎案でもそうですね。今回の多分計画案でも個別整備シートといいましたか、非常に膨大などこで何をいつするかというのをつくっているんですよ。それがまたこれ出てくるんですよ。それをもとに進捗状況をチェックするということになってますので、それは十分そういうことをやっていきたいと思います。

ざっと環境についての1つの項目をやったんですけれども、私は基本的に大半といいますか、そんなに大きな意見の食い違いがあるのではなしに、ただ言い方としてこれだめじゃないか、だめじゃないかというのが確かにこの意見書の言い方なので、そこをだめじゃないかではなしに、こういうふうにしてほしいというふうな方向で文章をもう一回書くというふうな話をすることと、今それぞれがおっしゃったような意見をもう一度組み込んで修文案を検討したいと思いますけれども、意見として書かれていて実はまだこれは議論していないところがあるんです。例えば村上委員の最後のところですね。非常に環境の原則というか理念みたいなことをもっと書けとおっしゃっているんですよ、ここは。そうですね。

どうしてもこういうことをやっぱり入れ込んでほしいという意見のある人はおっしゃってください。こういうことじゃなしに、今の村上さんのは例であって、自分はどうしてもこの環境の項の中ではこの意見だけはぜひ絶対入れてほしいんだと、例えば今岡田さんがおっしゃったようなPDCAを入れてほしいとかいう話がございますか。どうぞ。

○水野委員

魚類の水野です。まさに入れてほしいところは、深町委員の方でも出てますし、村上委員の方でも出てますけど、データをとっているところまでは非常に国交省さん今まででもすごいんですけれども、そのデータをどう生かして保全とか、生物側の保全にどう生かしていくのかまでの経路が見えてないというのが非常に問題だと思ってますので、データをとったものを生かしていくというのがまさに順応的管理だと思いますので、そこについて、ここはちょっと特別的に順応的管理というところは強く押していただきたいところだと思ってます。

○宮本委員長

それはモニタリングをしてデータをとって、それを活用して順応的管理をやっていくということ

をちゃんと書けということですか。

○水野委員

そうですね。実際に国交省さんの方はいっぱいデータをとってますし持ってはいるんですが、一般の方が見ることもないし、それが実際の保全側の計画に生かされることはほとんどないので、治水計画に生かされるかもしれないけれども、そういった保全とかいった視点からもそのデータとかを見ていく仕組みが欲しいというのが実際のところでもあります。

○宮本委員長

それは、例えば原案のたしか34ページやったと思うんですけども、モニタリングの実施と公表という項があるんですね。河川環境のところですね。

○水野委員

そうです、公表はしているんですよ。

○宮本委員長

その中で、これ実際にやってみて、調査の実施方法、分析評価結果を公表すると。それで調査に当たっては住民団体と連携するというふうなことが書いてあって、これは住民と一緒に、まあ言ったらモニタリングして反映して順応的管理をやっていこうという趣旨で書いてあるんですよ、これは。

○水野委員

趣旨で書いてあると思うんですけど、より例えば外国の事例をもって示すとか、本当に技術的な手法と文献とか持っていると思いますので、そういったところの事例をちゃんと出してこんなふうにとできるとか、内湖再生だとかはんらん源再生だとか、そういうふうにメソッドは既にあるので、具体的に、これだと何か理念的に住民がからんでればいいみたいな感じになってしまいますので入れてほしいというイメージがあります。

○宮本委員長

どうぞ。

○寶委員

寶です。今のお話に関してちょっと事例をご紹介しようと思うんですけども、西野先生も御存じなんですが、先ほど申しました琵琶湖の水位操作の件に関して、卵の産卵が幾つあるかということとを過去5年間とって、重回帰式みたいなものをつくって、水位の変化量が何ぼであって、そういう説明変数を考えて予測式をつくって、それで今の状態の水位がこれで、今度水位がこう上がったから、あるいは下がったから卵がどれぐらい産めそうだというようなことを予測するようなモデルをつくっているわけですね。最近できたんですけどね。そういうデータを生かしつつあるという事例をご紹介します。

それと住民参加については、卵を本当に産んだのかどうかということについても物すごくお金がかかるわけです。ですから、近くの住民に協力をお願いして、彼らがそれを観測してくれて役所なりに知らせてくれるとか、そして水位操作に反映するとか、そういったこともやっているんですね。事例としてちょっとご紹介しておきたいと思います。

○宮本委員長

水野さん、どうぞ。

○水野委員

琵琶湖の水位調整だけではなくて、そういったことを、例えば何かハードウェアをつくったときには周りの地域の人々がどう変わったかということを報告できるような社会システムをつくるということもまた重要、この環境で現実的に解決する方法かなというふうに思っています。

○綾委員

すいません。非常にいい意見なんですけど、それは原案にも書いてあって既に一部は実行されていることですよね。ですから、今ここでそういうことを議論することではないと私は思うんです。ちょっと申しわけないですけど。

○水野委員

ただ、実行されてないところが、淀川の本川の方は全然実行されてないのがありまして。淀川の本川においては、流域のモニタリングをしてはいますけど、それは保全計画においては実行されてないと。

○綾委員

実行されてないとは。

○水野委員

実行されてないというか、保全計画を実際に立てられてないというところはあるので。

○綾委員

いや、それについては後でまた意見交換させてもらいます。

○水野委員

はい、後で詳細についてはバトルしたいところですけど。

○宮本委員長

では、ちょっと淀川所長がもう最後なので。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。

淀川本川で保全に関してモニタリングが実行されていないという今のご発言、誤解があるのではないかと思いますので。

○水野委員

いや、すいません。市民モニタリングによって水位調整とか流量調整とかをまだ細かくやっていないのではないかというふうなところで、フラッシュのところについてはやろうとしているのはわかりますけれども、今琵琶湖では水位調整という非常に問題になっているところが市民モニタリングでできるようになったということで。

○綾委員

市民参加が少ないという意味ですね。

○水野委員

まあ、ちょっとそこら辺は国が入ってます。

○綾委員

いや、それだったらわかりますけれども。まあ、きちっと私はやっていると思います。

○水野委員

はい、ワンドについては知ってますので。

○宮本委員長

では、川上委員、どうぞ。

○川上委員

川上です。水野さんはこういうことを言いたかったのではないかと思いますのですが、先ほどの環境は配慮にすぎないということにかかわることなんですけれども、原案の34ページの先ほど引用された「河川環境のモニタリングの実施」のところを見ますと「事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。」というふうになっているんですね。この事業実施というのは治水・利水事業が典型的な例だと思うんですけれども、それだけではなくて、やっぱり環境、河川環境の保全・再生のためのモニタリングというのがもっと前面に出てきていいのではないかなと思うんですよ。そういうことを水野さんは言いたかったのではないかなと思うんです。

○綾委員

いや、これは当然そこも入っているでしょう。河川環境の保全事業とか、そういうことについても当然PDCAにのっとってやっていくという話は。それで進んでいるように私は理解してます。それで、そのとおり、私の知っている限りではそういうぐあいにやっていると思いますが。

○西野委員

琵琶湖・淀川水系の、特に生物相の特徴というのはやはり氾濫原環境にあるわけですね。それで、今までの河川整備というのはその洪水氾濫頻度をいかに減少させるかというふうに来てきたわけなんですけれども、中小の攪乱も含めて、それは琵琶湖の水位も含め、あるいは淀川の水位も含めてその攪乱環境をどう取り戻すか。それは治水と環境とのバランスをどうとるかということともつ

ながってくると思うんですけども、そういう発想が必要だと思うんですね。

原案も個々の事例については、例えば琵琶湖の水位であるとか淀川のワンドであるとかということでやられているんですが、実は、琵琶湖・淀川水系全体を通じて、あそこの生物相の特徴というのは氾濫原環境というのが特徴なんですね。だから、原野の植物がいるとか、琵琶湖の場合だったら寒地性、寒いところにいる植物がそういう氾濫原環境にいたりとか、あるいは水位が上がったら魚類が産卵に行く、それも氾濫原環境ですね。アユモドキだとかコイとかフナもみんなそうなんですけれども、それが琵琶湖・淀川水系の生物相の特徴なんですね、氾濫原環境というのは。

ですから、それはまさに河川環境と治水とのバランスをどうとっていくかという課題そのものにもつながってきますので、ぜひ、河川環境といったときには攪乱ですよ。河川の氾濫、攪乱をどう取り戻していくか。もちろん壊滅的な被害を及ぼす氾濫というのはよくないわけなんですけれども、しかし中小の洪水というのはやはり河川環境には必要なわけで、それをどう取り戻していくかということを今後ぜひ河川管理者には考えていただきたい。琵琶湖も淀川も含めてです。

それからもう1点はやはり情報の共有化ということで、琵琶湖の情報を淀川でも共有し、淀川の情報を琵琶湖でも共有するという形でそれぞれホームページで出してはおられるんですけど、ちょっと詳しいことを知ろうと思うと、例えば淀川でどういうことをやられているかをみると、まあ一般向けのことには出ているんですけど少し詳しい資料が出てないので、そういうのがどこかでアクセスできるような仕組みというのが必要ではないかと思います。

○宮本委員長

わかりました。はい、どうぞ。

○川崎委員

川崎です。環境のところの、原案でいくと16ページの「景観」というところで、ここでは瀬田川の水辺協議会の事例を引いていただいたりしているんですが、護岸自身が河川の景観設計云々ということの向上、それから実際都市部周辺の汚くなっているところの景観をよくしていこうという話がありますが、もう1つ、これは特殊と言えど特殊という指摘もあるかもしれませんが、京都なんかですと、鴨川の水を古くは上賀茂神社がマネジメントして農業用水に使って、そこからまた市内の堀川だとかへ流して行って御所用水とか、琵琶湖疎水もそうなんですけど、都市自身に非常に身近な側溝とか水路、人工水路なんかとあわせて河川が都市のアメニティー形成に非常に大きな影響を与えていると思うんですね。

それで、これから、地球環境の温暖化対策だとか、そういうグローバルな視点を見ていくと、そういう管理者が管理されている河川本川から都市側の供給のあり方を、これは需要増加になるのか、ある意味で都市へ水を回すということは洪水への回避、水量低減なのかもしれませんが、そういうことを積極的に地方自治体なんかにも働きかけていただいて水辺景観形成をしていただくとい

う視点をどこかに入れていただければと思います。以上です。

○宮本委員長

わかりました。どうぞ、本多委員。

○本多委員

本多です。環境も含めてほかのことも共通する問題なんですけれども、河川整備計画に書かれればいいんだという、それがゴールではないと思うんですよね。実際に実施されるかどうかというところなんですけれども、今この意見書の中に書かれていることは白か黒かはっきりしたものについて認められないとか、見直しを求めるとかいうふうに書かれてますけれども、いわゆるグレーゾーンみたいなものについてはどう扱ったらいいのかなと。

例えば住民参加という問題については随所に書かれているんですね、いろんなところで意見を反映するとか連携するとか。しかし、それが十分なのかという、この間も川上委員、田中委員がその分野のことについてまとめてくださいましたけれども、もう少し取り組み方があるんじゃないかとか不十分じゃないかという思いがあるわけなんですけれども、そういう「書いてあるけれども、どうなの？」というグレーのゾーンですね、書いてないというものではなくて。それをこの意見書ではどう扱ったらいいのかなと。私はちょっと住民意見が不足しているというように思うんですけれども。

○宮本委員長

もう一回ここで、この意見書は現時点での、今まで審議したことでの「我々はここは言っとくべきだ」という意見だということを思い出してほしいんですよ。そうすると、例えばさっきの西野委員がおっしゃったことも非常に重要なことだし、これはもうやらないかん。それから、水野さんがおっしゃったこと、川崎さんがおっしゃった景観あるいは町の中の水の話、これは大事なことですよ。

ただし、その議論というのはやってないんですよ、この委員会です。それで、今回の意見は今までやった審議の中で特にここは言っとかないかんということを今言おうとしているだけの話であって。おっしゃったようなことは大事な話なんで、これは当然意見として言っていくべきことだと私は思います。

ですけど、今回の意見書はとりあえず「現時点での意見です」ということを言うてるんで、これが「いや、そうじゃない」と。もう言いたいことを全部言うんだということになってしまうと、今回の意見を出すに当たってまたこれから何カ月も議論しなあかんということになってしまいますよね。だから、そこはちょっと理解してほしいなということで、さっき言ったのは、この現時点での意見書という意味においてどうしてもこれだけは入れ込んでほしいということでした。

○本多委員

その件は了解しました。

○宮本委員長

はい。竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

P D C Aの適用にしても、あるいは西野委員の氾濫原復元の課題にしても、本質的な環境の改善策は、環境の構造を大きく変えるような事業でしか実は実現できないのです。ところが、現在の法体系で事業をアセスメントしても、将来の環境計画についての提案はなかなか出てこないわけですね。したがって、淀川水系の事業においてこれらを実現するためには、現在の法体系を少し先駆けするような試みを敢えてしていただかないと無理なわけです。つまり、事業アセスではなくて計画アセスの考え方を日本に先駆けてやるんだという気概を持っていただかないと難しいのではないかと思います。その意味でもぜひ頑張っていただきたいと思うわけです。

○宮本委員長

だれに頑張ってもらうの。あっ、こっちですか。

○竹門委員

いや、所長に頑張っていただきたいと思うわけです。

○宮本委員長

こっち向いて言われても何か。どうぞ。

○寶委員

寶です。先ほど本多委員がおっしゃったのは、委員長がつけ加えてほしいことはないかということに呼応して言われたんだと思うんです。それで、期待としては、きょうもあと2時間ぐらいあるし、4月9日ですか、集中審議で3部会で3回も続けてやるわけですから、できたらそこで議論ができるようなふうにも本多委員も何か意見を出していただくなりして、文案をつくっていただくなりしてたたき台として入れ込めるようなことを出していただいたら、4月9日にやれば、4月時点の意見として出せるのではないですか。

○宮本委員長

どうぞ。

○久委員

久です。私、何も発言しないのは別に考えてないわけではなくて、今までの委員会の意見としての意見書というのはこれで大体妥当かなと思ってましてお話をしてないのですけれども、私もこれよりもっと手前のそもそも論で何点かお話をしたいことがあるんですけれども、この4月9日というのはまだ意見書の取りまとめということですよ。

○宮本委員長

ちょっと言いますと、これはきょう最後にお諮りしようと思ってたんですけども、きょう今これを頭からやってますよね。環境から。それで、治水をやって利水をやってダムをやるということからすると、それもあんまりもうだらだらと日を置いてやりたくないんで、4月9日、次回の委員会は朝の10時から夜の7時までぶっ通しで集中してやりたいというのを委員会の最後にお諮りしようと思ってます。今の状況はそういうことです。

○久委員

ああ、そうですか。はい、わかりました。

○宮本委員長

それでは、きょういただいた意見を踏まえて、もう一度私と山下委員と川上委員の3人と庶務とで文案の修正、皆さん方の最大公約数に合うような文案の修正をさせてもらう作業をしたいというふうに思います。

次は洪水対策の話に入っていきたいと思いますけれども、ここで休憩をとりたいと思います。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、15分、4時15分に会議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔午後 3時58分 休憩〕

〔午後 4時15分 再開〕

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員長、よろしくお願いします。

○宮本委員長

それでは再開したいと思います。お願いします。

先ほどの資料の10ページです。2つ目の項目の洪水対策について見ていきたいと思いますけれども、これについてはどういう意味でこういうふうな内容のことを書いているんだということを簡単に、もう5分程度で私の方からご説明いたしますので、それを聞いた上でもう一回この文章の中身を議論してほしいと思います。

まず、洪水対策について近畿地整が示したシミュレーション結果について言及してます。そのことについてももう一回皆さん方に確認していただきたいと思います。

例えばこれは木津川の例ですけども、実績の洪水、昭和28年の13号台風が今この現状の状態で降ったときに、このピンクのところは堤防を乗り越える、越水するところ、この灰色のところは、グレーのところは計画高水位、ハイウォーターを超えるところ、こういうことがシミュレーション結果として出ているわけです。そして、同じようなことを同じ洪水で、整備後というのは、河川の

掘削をやって、そして大戸川ダム、天ヶ瀬再開発、川上ダムをやると。まさに整備のメニューが全部終わったというときに整備後になってます。その結果が近畿地整から出されてますけれども、実績のときには、こっちが整備後です。このピンクが越水で、ここがハイウオーターを超える、計画高水位を超えるということでもあります。

同じように、実績洪水の5割増しの洪水のときには現況はこういう状態、そして整備後はこういう状態になりますということが出されております。

そして、2倍のときにはこういうピンクのところで堤防を越水します、そして灰色のところでハイウオーターを超えますと。これが現状、こちらが整備後ということになってございます。

では、どうして実績の2倍の雨を一応目安でそこまでやったかと言いますと、これは2000年の東海豪雨ですけれども、明治29年からずうっと雨のデータがあります。最大でも240mmぐらいだったんですけれども、2000年、平成12年に428mmという雨が降りました。これがまさに今までの既往最大の実績の2倍ぐらいの雨が降ったということです、こういうことは淀川においても起こり得るのだというふうなことで、実績の2倍ぐらいまで降ったときには一体どうなるんだということをシミュレーションしてもらったことでもあります。

それで、桂川の場合には、皆さん御存じのとおり、こういうふうに戦後最大洪水を流すために大規模な掘削をします。したがって、当然、桂川の場合には、これが現状です。現状の実績洪水。こちらが整備後ですので、河床掘削をしますので、越水する区間とかハイウオーターを超える区間も改善されるというのは、これはもう当然のことでもあります。

しかし、我々が今対象にしております、例えば宇治川でしたら天ヶ瀬ダムから下流、それから桂川は嵐山から下流、そして木津川は加茂から下流について、そして淀川の河口まで今のシミュレーション結果が地整から出ているんですけれども、この区間全体で一体どうなっているんだということを整理いたしました。これはたしか3回ほど前の流域委員会でもご説明してます。

まず、「河川の水位が計画高水位を超えたならば、たとえ17cmでも堤防決壊の危険性は高まる」というのが今まで河川管理者がおっしゃった言葉でございますので、一体計画高水位を超えるという延長はどの程度あるのかということを出したのが次であります。

これが実績の8割、これが実績、これが5割増し、2倍です。そうすると、今の木津川、桂川、宇治川本川でハイウオーターが超過する延長というのは、実はこの現状と整備後においてこういうふうな数字になります。実績とか、あるいは8割増しでは確かに現状から整備後の方が若干、数%低下します。しかし、5割増しとか2倍になりますと、今度は逆に整備後の方がハイウオーターを超える延長は長くなると、こういうふうな結果になります。

そういう意味において、ハイウオーター、計画高水位を超えることによる堤防決壊の危険性は現状と整備後においては変わらないじゃないかというのが1つ目の趣旨であります。

それから、これも前の委員会で出しましたが、土の堤防は越水に対して非常に弱いと。堤防破壊の原因の8割は越水だと。この越水はとにかく大変なんだという観点から越水の延長を出すと、8割、実績、1.5倍、2倍、確かにそれぞれ数%、例えばこの辺では5%ぐらい整備後の方は改善されます。しかし、大きく改善されるということはないというふうに考えております。

そして、ここで注意してほしいのは、これは淀川です。淀川の河口から、こちらが3川合流です。これが淀川の堤防でして、これが計画高水位であります。これが実績の昭和28年13号台風の5割増しが降った時の水かさであります。これが現状、こちらが整備後であります。これを見ていただいたらわかりますように、現状よりも整備後の方が洪水の水位が高くなってます。これはなぜかと。

非常にこれは単純にようかんて示しますけれども、現状で淀川本川にこれだけの流量が流れているとします。例えば、上流の桂川で掘削しますから、掘削すると、その分がたくさんふえてきます、整備後は。それが赤の上乗せ分です。それで、計画対象規模ですと、この赤の上乗せ分をこのダムでキャンセルして、もととほとんど一緒にしますというのが近畿地整の今のストーリーになっています。これは間違いないと思ってますと。

ところが、その計画対象規模よりも大きくなる、あるいはさらに大きくなるというふうな洪水になると、もともとのこの流量自体は大きくなります。それから、上流の方で掘削することによって下流に及ぼす影響も大きくなります。ところが、計画対象規模以上の洪水になりますと、ダムの効果は現状よりも、計画規模よりも小さくなります。あるいは、もうこの規模が大きくなればなるほどダムの効果は小さくなります。これも当然のことであります。そうすると、この上乗せ分に対してダムのマイナス分を引いても、逆に言うと、現状よりも淀川の下流に対して流れる流量はふえるということになります。これはもうすごく当然の足し算引き算の話であります。

そういう意味で、上流あるいは中流で河道掘削することについては下流区間への影響に対して慎重な検討が要ると。これはもう当然だと思います。そして、それをキャンセルするためにダムをつくと。当然、ダムについては環境とか地域社会への影響を慎重に検討すると。これも、皆さん方、同意されると思います。しかし、この河道掘削とダムだけの対策では、計画対象規模では確かにキャンセルします。しかし、計画規模以上の洪水が来たときには下流の破堤の危険性はかえってふえてしまうということになります。したがって、こういうふうな対策を私どもは否定するものではありません。必要なものはやります。しかし、こういうことをやれば必然的に計画規模以上の洪水が来たら下流でふえるわけですから、そのときにはハイウオーターを超えても何とかもてるような越水対策を含む堤防強化が必要条件になりますよと。これが要りますよということを私どもは今まで過去の流域委員会を通じて言ってきたつもりであります。

これが計画高水位ですね。例えばこの青い線が。計画高水位まではちゃんと対策しますと。こ

れはここまで対策してますから。それはわかりました。しかし、それよりも少し大きな洪水、あるいはそれより大きな洪水が来ると、計画高水位よりも高くなってしまいますわけですから、現実問題として。そうすると、なぜここまでの対策しかないのかと。ここまでやったらいいではないですかと。この上まで来る可能性があるんだから当然やるべきではないですかというのが堤防天端までの補強であります。

そして、もっと大きな洪水になると乗り越える可能性があるわけです。そしたら、この乗り越えることに対しても対策をすべきではないですかと。これが越水対策であります。

ちょっと後でまた必要な場合は言いますけれども、そういうふうな趣旨といいますか、意味合いでこの洪水対策について文章を書きました。まず、文章に入る前に、今私が説明した内容について異存がある、それは違うと思うという方がおられましたらぜひお願いします。そうでないと文章の議論になりません。

○寶委員

そしたら、まずスライドで、四、五枚前のスライドですけれども。

○宮本委員長

これですか。

○寶委員

はい、これね。これで、左側の方は現状ですか。それで、これはどこの延長ですかね。淀川本川ね。

○宮本委員長

淀川本川。これが河口で、ここが3川合流です。

○寶委員

それで、そのとき、左側のときは上流ではどれぐらい氾濫しているんですか。

○宮本委員長

それはデータを見たらわかりますけれども、さっき言ったように、越水しているところがありますよね。例えばピンクで塗ってあったとこ。

○寶委員

だから、中上流で物すごい氾濫しているわけですね。

○宮本委員長

氾濫してます。

○寶委員

してますね。

○宮本委員長

はい。

○寶委員

だからこういう逆転現象みたいなことになっているわけね。

○宮本委員長

そうそう、そういうことです。

○寶委員

だから、そこもちゃんと言わないと。

○宮本委員長

いや、だから、言いました。先ほど、ようかんの絵で。

○寶委員

うん、だから、それは誤解を与えるんです。

○宮本委員長

ああ、そうですか。

○寶委員

うん。だから、中上流で、上の場合は物すごい氾濫しているんだということね。

○宮本委員長

そうです、そうです。

○寶委員

それで、その氾濫面積とか被害がどれぐらいかということについては定量的には宮本さんは示していないわけですね。まず1つそれは指摘しときたいと思います。それはいいですね。共通の理解ですね。

○宮本委員長

いいですよ。さっきも言いましたように、ちょっともう一つ進めようかな。計画規模で、要するにこの赤くなっているというのは、それは上流の方で、例えば桂川を掘削しますから、今までやったらそこであふれてたものが流れてくるわけです。ですから、これが下流に対する負荷になっているということですね。それで、その負荷に対してダムでこれだけキャンセルするからチャラにしますというのが基本的な考え方です。そのつもりで言ったんですけど。

○寶委員

それと、強い堤防にするというのはいいと思いますよ。それで、実際どこをやろうという、直轄河川の全区間をやろうとするのか、どこら辺からやろうとしているのかというところについてお考えをちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○宮本委員長

例えば、まず計画高水位から天端までの間、これは私は基本的に全川やってほしいと思ってます。私個人的にはですね。それから、越水対策については、本当は全川やるのが好ましいんですけども、とりあえずこのやったような、例えば2倍ぐらいの雨でこのピンクのところは越水しているわけです。こういうところ。これは宇治川ですね。それから、これが木津川、桂川です。そういうところは具体的に緊急的にやってほしいなというふうに私は思ってます。

○寶委員

それと、貯留型の施設をつくった場合とつくらない場合とを比べると、つくらない場合の方が河道内の流量とか水位が上がりますよね。そうすると、同じように堤防を補強しても、あふれる量というのは変わらなと思うんですね。それで、宮本さんがおっしゃるのは、堤防だけでいこうとした場合にどれぐらいまでの超過洪水なら許容しようとするのかというところが、その辺がちょっとよくわからないんですよ。

○宮本委員長

私が言いたかったのは、ダムはあれだけのボリュームをためるんですから下流に対して水位低下するというのはもう当たり前のことなんですよ。こんなこと当然のことなんです。今言っているのは、きょうはダムの話まで行きませんが、なぜダムがどうしても要るんだという理由がですね。例えば、このハイウオーターに対してここまでダムがないと行きますよと。これをここまで下げるんですよということでダムが要るということを言っておられるわけです。確かにそれはわかりましたと。それはそうなんでしょうと。しかし、それよりも少し大きな雨になると、ここまで水かさが行きますと。そうすると、ダムがあってもここまで水かさが行っているんであれば、確かにダムによってこの水位を下げるということも意味はあるんだけど、それよりもここを強化する方がよっぽど優先じゃないですかということを言っているわけです。

○寶委員

これは淀川本川の話ですか。

○宮本委員長

これは共通的に、どこでも一般的に当てはまります。

○寶委員

けれども、中上流ですともっとダムの効果が効くところもあって、明らかに堤防補強だけでは対応できない物すごい氾濫の。

○宮本委員長

寶さん、私は何も堤防補強だけやるとは一言も言っていないですよ、今までの委員会においても。堤防補強を少なくともまず堤防天端までやるのが必要ではないですかと。越水対策も要りますよね

と。しかし、一番初めに言いましたけれども、流域貯留、その中にはダムも当然あるわけですよ。水をためるという意味においてはね。そういうことを考えるのは当然だけれども、その前にまずこういうことを考えないとダムの効果もわからなくなってくるということを言っているんです。

○寶委員

はい、わかりました。したがって、貯留ということと流すということと、それと流すときに堤防をちゃんと強くしとくということは組み合わせで場所によってやったらいいと思うんですよね。特に中上流で物すごい氾濫をする場合があるわけですよね。それはお認めになるでしょう。

○宮本委員長

当然です。今現に起こりますから。

○寶委員

それで、それはダムの直下であれば余計効くわけですから、ですからその組み合わせの効果は大きいと思うんですよね。それはよろしいですね。

○宮本委員長

そうです。ですから、それは個々のダムのときの議論として実際どうなるのかという議論をすべきであって、私が今ここで言うているのは「3川全部、本川も入れるとこういうことになってますよ」ということだけはまず皆さんいいですねということまで言っているわけです。ですから、私は本当は個々のダムについて先にやりたかったわけですよ。だけど、頭からやろうということで今やっているわけです。

○寶委員

そうすると、限定的とおっしゃる意味がね。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。それはダムの話になってきているんですよ、もう。

○寶委員

いやいや、そんなことない。

○宮本委員長

違う違う。そうではなしに、例えば大戸なりのところで効果が小さくて限定的だと言いましたよね。そのことについての説明はまた幾らでもやりますけれども、ちょっとそこは先走るのではなしに、まず私が今話したこのことについて何か、要するに違うと言うのか、その辺だけを確認したいと言っているわけです。

○寶委員

ですから、誤解を与えないように。中上流の状況もやっぱりちょっと言わないと、誤解を与えると思うんですよ。

○宮本委員長

例えば、これは木津川ですけれども、これは中上流ですね。5割増しのときにピンクのところは現状で越水してます。そして、灰色のところ、これはほとんど全川ですけど、ハイウォーターを超えています。しかし、河道改修をやって天ヶ瀬ができて上野ができて川上ができて、同じようにといますか、越水する区間は結構あるし、ハイウォーターを超えるところも結構ありますと。そういう意味からすると、いろんな地域によってばらつきがあるかもしれませんが、基本的にはあんまり変わりませんよねというのを言ったわけです。

○寶委員

まあ、言葉遣いについてはまた後で議論しますけどね。ですから、そういう問題点を指摘しておきたいなと思います。

○宮本委員長

はい、わかりました。ほかは何かございますか。はい、どうぞ。

○河田委員

治水の問題を議論するときには非常にモデル化ということがその結果にあらわれてくるので、一つのパターンで今やっていただいたんですが、雨の降り方とか、あるいは一度上中流部で氾濫したときにこういう形で下流部もまだ氾濫が継続するののかということはやっぱり十分慎重にやらなきゃいけないと思うんですね。それで、わかっていることは、河道掘削すれば必ずその影響は下流側に出てくるということですよ。

ですから、その影響をどういう形で低減するかと。もし河道掘削をやらなければ今度は下流側に比べて上中流部が今以上に危険になるということも間違いないので、だからやっぱりその辺のアレンジだと思うんですね。ですから、私は、治水の問題を議論するときには、特効薬はないわけで、あらゆるところの機能というのはやっぱり環境等を配慮してやらなければいけないと。ですから、従来よりも10%、20%よくなるようなものは当然考慮してはいけなく、当然その効果は数%にならざるを得ない。だから、それをどう組み合わせていくのかということがとても大事で、そういう視点で堤防補強も大事だと言っているんですね。

ただ、堤防補強は、私は意見書にも書きましたけれども、確立した技術ではないから全川にわたって同じような状態で効果を発揮するということまでにはまだ至っていない、だからそういうものとならざるものを組み合わせることも大事ではないですかと言っているわけです。

○宮本委員長

全く同じです。そこは全然異議ありません。おっしゃっていることはもう同じです。ですから、私が前から言っているように、堤防補強だけをやれば済むんですよなんてことは言ってなくて、まずこれをやる必要がありますねと。なおかつ、これは今までほとんど手つかずですから、そういう

意味においてはやる必要がありますねと。それを原案で出してほしいということを言っているわけです。それは一緒だと思います。

じゃ、綾委員、どうぞ。

○綾委員

1つ教えてほしいんですけど、先ほど寶委員がご指摘した淀川本川の5313の整備後と前のがありましたよね。

○宮本委員長

はい。

○綾委員

その場合は、いずれの図の場合でも支川においては氾濫しているんですよね。

○宮本委員長

してます。

○綾委員

例えば、木津川水系でも全部氾濫しているわけですね。

○宮本委員長

はい、してます。

○綾委員

それを確認したかったんです。

○宮本委員長

した上で、この地整の計算では氾濫は堤防まで行って、そこであふれているというのでその分が下流に減じてます。そういう計算をしています。

○綾委員

いや、それで整備後の方が程度が大になるというのは上流での氾濫量が減っているという意味なんでしょうか。

○宮本委員長

上流での氾濫量が減りますから、その分下流に負荷が来ます。しかし、それは、計画の規模でしたら、それをダムがチャラにしますということになっているけれども。

○綾委員

それよりも低いところに出てきますと、そういう意味ですね。

○宮本委員長

はい、そういうことです。

○綾委員

はい、ありがとうございました。

○宮本委員長

西野委員、お願いします。

○西野委員

すいません、質問なんですけれども、整備計画の原案で河川管理者が上下流バランスという考え方を出しておられるんですけれども、今委員会としてはこの上下流バランスという考え方を前提にして議論をしているというふうに理解してよろしいんですか。

○宮本委員長

上下流バランスがどういう意味かと言いますと、地整の方は、例えば上流で河道掘削しますね。そうすると、下流に負荷が行きます。多くなります。それをチャラにするというか、負荷を与えないんだと。そのことによって破堤する危険性を高めないんだということをおっしゃってます、上下流バランスとして。しかし、そのときには計画規模の降雨で言っているんです。それに対して今まで私どもが言っていたのは、計画降雨でチャラにするのは当然ですと。しかし、計画よりも少し大きな雨、あるいはさらに大きな雨が降ったときでもそこについては配慮しないとまずいのではないですかと。それが上下流バランスではないですかということを言っています。

○西野委員

ですから、基本的な考え方としては、その上下流バランスをとるということは委員会も賛成であるということですね。

○宮本委員長

上下流バランスをとるということは、言葉の意味においては賛成です。しかし、その中身についてはちょっと違うのではないですかと言っているわけです。

○西野委員

わかりました。

○宮本委員長

ほか、ございますか。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。質問をさせていただきたいんですが、先ほど越水対策の堤防をやるとすると上流の方でというようなお話があったんですが、先ほど河道掘削すると下流に負荷が集まるというお話がありました。同じように、堤防強化をすると、やはり相対的にその堤防が強くなるわけですから、仮に今までであれば壊れていたかもしれない堤防が同じ洪水でも壊れなくなるわけですから、したがって下流の方に負荷がふえるということは同じではないかというふうに思うんですが、その

辺はどうなんでしょう。

○宮本委員長

まず、そのときには上流では、例えば今までやったら破堤してましたと。それが何とか持ちこたえましたということになりますよね。そういう意味においては、今おっしゃっているのは、下流のためには上流の破堤はもう仕方ないんだということにもなりかねないんですよ。私が言いたいのは、上流であろうと中流であろうと下流であろうと、破堤をまずできるだけ避けるということを考えるべきだと言っているんです。

そのときに「では、今のこのシミュレーションは一体どうなっているか」と言うたら、上流は天端までは破堤しないという前提でやっているんです。最悪のケースで。ですから、そういう意味においたら、上流において最悪破堤しないと。最悪と言うたらおかしいんですけど、破堤しないというケースで下流がどれだけ危なくなるかということを議論してますから今おっしゃったみたいなことは当然配慮しないかんと思いますけれども、ちょっと私は的を射てないと思いますけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

いや、ですから、今おっしゃったように、今までであれば決壊していたかもしれない堤防が強化することで破堤しなくなるわけですよね。

○宮本委員長

うん。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

そうすると、今までであれば上流で氾濫してくれていたものが氾濫しなくなって下流に来るわけですから下流の負荷がふえることは、これはいいんですね。

○宮本委員長

いいというよりも、この計算はもともと堤防天端までやる。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

いやいや、計算云々というよりも。

○宮本委員長

あっ、実際問題としてですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

実際問題として。

○宮本委員長

実際問題として、今までやったら上流で破堤したと。それが破堤しにくくなると。その分、下流がふえますねと。ですから、その分はふえると。それは当然ですね。しかし、そのときに、例えば下流がこれだけふえたとしますわね、そのことによって。そしたら、これだけふえるということが

あるんであったら、ここまで、ここと同じように堤防補強したらいいじゃないですかということ saying 言っているんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ですから、今まで上流であれば越水して破堤してたものが破堤しなくなって下流がふえるわけですから、下流でも越水するということも起こりますよね。

○宮本委員長

起こります。しかし、そのときは、これは程度の話でありまして、その上流による影響が一体この下流においてはどの辺の水位になるんだということだと思っ 思うんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

いえ、洪水の規模を、つまり外力を想定すればその設定はできると思うんですが、その洪水の規模を仮に決めないとすると、そこは設定がなかなか難しいと思うんです。

○宮本委員長

結局何がおっしゃりたいのかよくわからないんだけど、要するに破堤ということはできるだけ避けたいというのは皆さん共通ですよ。そうですね。だから、それを最大限努力すると。そのことによって下流が現状よりも悪くなるということであつたら、それに対する下流の対策をすればいいわけですよ。例えば、下流はハイウオーターまでしかやってないのを堤防天端までやれば いいではないですか。ただ、そこは個々の議論になってくると私は思いますよ。今おっしゃっているそういうふうなことの検討もしないといかんということは事実です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

申し上げたかったことは、ある箇所だけの越水対策というのはなかなか相対的に見て難しい ではないかと。つまり、それによってその堤防が強化されるわけですから氾濫がその分減る、どうしても下流に負荷がふえる、そうすると下流も全部そういうことになってこないのかというふうに。そこら辺はどうなんでしょう。

○宮本委員長

そしたら、上流で破堤しなくてもいいように、下流に対する負荷、これを下げようという努力も要るということですよ、当然。それが、さっき河田委員がおっしゃった、堤防補強だけではなく、例えば流域の貯留、あるいはひょっとするとダムもあるかもしれません。言うたら、そういう河道の中のエネルギーを低減するという努力も要りますねと。それを流域貯留という意味において流域で水をためるということで土地利用も含めて流域対策をやりましょうというのが今までの意見じゃないですか。何も堤防補強だけをやっていいなんて言ってないんですから。いいですか。もうあなたも最後ですからきちっと言うてください。

澤井さん。

○澤井委員

澤井です。今の吉田所長さんのこととちょっと関係するんですけども、今回私はこの意見には書かなかったんですけども、たびたび発言してきたこととして。

○宮本委員長

澤井さん、ちょっと待ってください。今これはまだ出だしのところで、初めにこういうふうな事実のシミュレーションについて解釈しましたと。これについてまず事実として間違いないかどうかを聞いているんですよ。それについて、例えば洪水対策としてこんなこともやらないかとか、あるいはこういうことも含めないといけないではないかと、その議論を今ここでやっているのではないんですよ。これをやり出すと、いずれ要るんですけどね。ですから、私が言ったのは、しょっぱなとして、このシミュレーションについてこういう解釈をしてああいう文章になってますと。それについて皆さん方に今確認しているということにしてください。

○澤井委員

はい。では、1点だけちょっと言わせてください。堤防の補強、特に越水対策が非常に重要だということはよくわかりましたし、私も全く同感なんです。ところが、その優先順位の問題で、宮本さんはダムが要らないとは一言も言っていないと言われるんですけども、どちらを先にするかということはかなり明確に言っておられると思うんですね。堤防強化を先にするんだと。それと並行してなのか、それが終わってからということなのか、ほかの対策もやりますよというふうに聞こえてしまうんですね。

一方、この原案の方はそうではないんですね。ダムが先にあるわけですね。一方、堤防補強はしませんよとはどこにも書いてない。ただ、余り積極的に書かれてないということですね。ですから、それは二者択一の問題ではないと。優先順位も同時進行ということを私は提言すべきだと。

○宮本委員長

ですから、今はまだそこまで行ってないんです、今の議論は。今のシミュレーションについてどうですかと言っただけの話であって、今おっしゃったみたいに、合わせ技でやろうと。そのときに何が優先なんだという議論をしないとだめなんですよ。その議論はやってないじゃないですか。だから、今私が言っているように、きょうの意見というのは今までの議論の中での意見を言いましょうというだけの話であって、そういうふうに、例えば全体事業費が限られている中で越水対策も要る、仮にダムも要るといったときの優先順位はどうするんだと。その議論をしないとだめなんですよ。それはやってないではないですかということです。

○寶委員

寶です。計画論として、1つだけ確認しておきたいんですけど、先ほどの1.5とか2.0ですか、あれは確率年でいうと、どれぐらいになるんですかね。私はちょっと数字を忘れちゃったんですけど

ど。

○宮本委員長

私は、それは私も把握してませんけれども、多分数字的には物すごく大きな数字になると思います。ですけれども、たかが、これは専門の先生方の前と言うのはおかしいけれども、100年ぐらいのデータで、例えば500分の1だとか、1000分の1だとかという数字が一体どんな意味があるのかというふうに私は個人的には思っています。

それともう1つには、今までの根本的な議論は、いつどんな規模の洪水が起きてもわからんと、そういう危機管理的なことを含めて、治水対策をやりうと言ってるわけですから。例えば、5割増しだとか、そんなものが確率的には多過ぎるという議論をし出したら、これからの気候変動で2割増し、3割増し、そんなの当たり前ではないかという意見の中で、私はその議論は、私は今までの流れからすると、あんまり意味がないのではないかなと私は思っています。

○寶委員

寶です。計画論を論じるときに、やっぱりそれは重要だと思うんですよ。どれぐらいの確率かというのは。治水経済調査するにしても、ある程度確率と浸水深と被害とを掛けて、被害を計算したりするわけですからね。

ですから、基本方針との関連もあるわけですし、整備計画はですね。ですから、何ぼかわからんとか、1.5倍、2.0倍起こり得ると、それは名古屋のように地点雨量だったら起こるでしょう、実際には24時間雨量ですと536mmも降ってるわけですからね。起こり得るんだけど、淀川流域は8000km²ぐらいのところがあって、もちろんおっしゃるように1.5倍、2.0倍、あり得るかもしれないけれども、やっぱりその確率がどれぐらいかということは。

そうでしょう。ですから、基本方針というようなものがあって、それに向けて整備計画をやるわけですから、その辺をちゃんとやらないと、今度は宮本さんの話が説明責任ができなくなってくる。

○宮本委員長

ですから、その議論は、まずこのシミュレーションはどうですかと言ったんです。今おっしゃってるのは、それでは一体1.5倍はどんな確率なんだということですよ。これは、たまたま1.5と2倍しか計算をやってくれなかったから、今これを出しただけなんです。本当は、例えば1.1倍、1.2倍出してほしいんですよ。私は基本的に同じような結果が出てくると思います。

○寶委員

寶です。ですから、1.5倍とか2.0倍の場合は、ダムの貯水容量というのは決まってるわけですから、決めたとしたら、それを超えたら効果が出てこないのは当たり前でね。それは上中流でも破堤するわけですよ、氾濫するわけですよ。ですから、その1.5とか2.0がどれぐらいのものかということをやっぱりある程度相対的に理解しないと、当然あふれるわけで。200年の洪水に対する整備

方針を立てていて、それに応じたダム計画をしてる場合に、それよりもはるかに大きい何千年の確率の雨が来たときに、それは上中流も氾濫しますよ。ダムはもう効果ないんだからね。

○宮本委員長

ですから、その理屈でいうたら、今私が言ったことは、当然ですよということなんです。当然ですよ。

○寶委員

そうです。

○宮本委員長

そうですね。そこだけまず確認したかったんです。

○寶委員

だから、その大変確率が低い話であるということと、そういうことを相対的に考えとかなないとぐあい悪いのではないですかということです。

○宮本委員長

そうすると、例えば、同じような図面ですけど、これは宇治川です。これも委員会で出しました。宇治川の現状でこれは実績です。実績ですから、確率的には非常にそんなに小さくありません。その実績の洪水のときに、シミュレーション結果をすると、ここで越水しますという状況になります。水位はこういう水位です。これが計画高水位です。

ところが、全部整備後、先ほどハイウオーターを超えてないところでハイウオーターを超えるわけです。それから、よく見てもらったらわかるのですけれども、この水位が整備後の方が大きくなっています。これを見てもらったらわかりますね。これが現状、こっちが整備後です。明らかにこの水位が整備後の方が高くなっていますね。こういう現象も起こっているということをよく考えないとだめだと言っているんです。

これは何千分の1の確率ではないんです。実績洪水です。それでもこういうことが起こるんです。なぜか。これはあれでしょう、宇治川で掘削して流下能力がふえます。その分水が下がります。しかし、上流の天ヶ瀬再開発で放流量をふやすから、流量的にふえる。それから、なおかつ下流の桂川を掘削するから三川合流の水位が上がります。そのことによって出発水位が上がる。したがって、結果的に宇治川の水位が実績において高くなると。こういうこともあるんです。

ですから、こういうことも含めて、これからきちっと議論しましょうということを言ってるわけです。

○寶委員

もちろん、それはそれでいいと思いますよ。

○宮本委員長

いいですね。

ほか、ございますか。

今の前半の文章というのは、この今のシミュレーション結果に基づいて、ある意味、主観を入れずに客観的に評価すると、こういう文章になってしまいますということなんです。ですから、これについて、何か違うということがあればおっしゃっていただきたいというのが1点です。

それから、もう1点は、堤防の補強については、皆さんそれは必要ないという人はいませんよね。寶さん。堤防補強は、順番を別にしても。

○寶委員

寶です。現状で弱いところはたくさんあると聞いておりますし、当然堤防補強はするということは。

○宮本委員長

そういうことですね。それともう1点確認したいのは、今の原案では、堤防補強は計画高水位以下しかやらないと、基本的に、計画としては、そうなっています。越水は別ですよ。越水は別として、少なくとも計画高水位から天端まで、その間にだって水かさが来ることは十分考えられるわけです。なおかつ、ハイウォーターを少しでも超えたら破堤するということが心配だという前提からすると、堤防天端まで補強するというのは必要だということは、よろしいですか。

どうぞ。

○澤井委員

澤井です。堤防天端まで補強するというのは、天端の高さによると思うのですね。現状の天端の位置まで補強するということにすると、それだけ破堤がしにくくなる、そこはそれでいいんですね。ところが、その分結局ほかにしわ寄せが行くということを見落とさないようにしないと、そこで破堤を防ぐということだったら天端を下げることとセットではないかなと思うのですけれども。

○宮本委員長

それはおっしゃるとおりで、例えば淀川のスーパー堤防は、現状の堤防より下げてますよね、整備したところは。余盛分を下げてますよね。おっしゃるとおり、下げてますよ、余盛分は。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

余盛分は下げてませんよ、今は。

○宮本委員長

今は下げてない。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

前から。

○宮本委員長

そんなことはないですよ。もともとは、もっと下げる話だったんだけど、余盛分は下げると。今澤井さんがおっしゃったように、そこはある程度越水しても大丈夫になるんだから、下流に負荷を与えないようにするために実際には下げてるよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

別に細かいことを言うつもりではないですけど。

○宮本委員長

もしそれでやってなかったら、ちょっと私は問題だと思いますけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

事務所の裏のところも計画堤防高よりは高いですよ。

○宮本委員長

余盛分は下げてるでしょう。下げましたよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

計画堤防高よりは高いです。

○宮本委員長

下げましたよ。

ちょっとその事実関係は置いといて、いずれにしても今おっしゃったように、澤井委員がおっしゃったみたいに、堤防補強したら、その分本当は私は堤防天端を下げるべきだと思います。そうすると、それは越水してもそこはなかなか壊れにくいけれども、そこが頑張り過ぎるから下流に影響を与えるということを防ぐという考慮は要ると思います。

○寶委員

寶です。やっぱり上下流で堤防がでこぼこしてると。それと、左右岸で下がる場所があるということですから、ある程度納得いけるぐらいまで、全部天端までというところぐあい悪いかもしれないし、その辺は予算の関係もあるでしょうし、少なくとも計画高水位までは保証したいというあれなんです。

○宮本委員長

だから、言ってるのは、計画高水位までやるのは当たり前なんで、そんなことは当然の話なんです。それは構造令に書いてあるんですよ。そこまでちゃんとやれというのは。ですから、私が今言っているのは、それをやっても、あるいはダムによってそこまでキャンセルしても、少し大きな超過洪水が来たら行くわけですから、その上についての補強するということは、今澤井先生がおっ

しゃったのは、そういう考慮はありますよ。確かに下流に対する影響が含まれるということはあるけれども、その補強をするべきではないと、ハイウォーターを超えたら破堤してもいいんだということは、ないのではないですかということを言っているわけです。

○寶委員

寶です。ですから、少なくともそこまでやると言っているわけで、それはいいでしょう。それで、その後、でこぼこがあると、左右岸の差もあるということですから、それについては検討していったらいいじゃないですか。

○宮本委員長

それはそうです。だから、検討すればいい話であって。ただ、それは原案では入ってないんですよ。だから、それを当然入れてもらわないかんというのがまず1点。

○寶委員

それを提言したらいいじゃないですか。

○宮本委員長

そうですね、それが1点ですね。それと、もう1つは越水対策なんですよ。これについては、地整は、越水対策は必要ですということを今まで言ってたんです。今でも言ってるんです。しかし、技術的に確立してないからすぐできませんという意見なんですね。ですよね、違いますか。地整はそう言ってたんでしょう、今まで。地整はそう言ってますよ。

そしたら、越水対策について、きちっときょうは議論したいと思います。

これも前の委員会では出しました。平成10年度の国土交通省の重点施策は、減災に切りかえるんだという話がありました。その中で、際限のない自然現象に対して、想定を超える洪水が生じても被害を最小限に食いとめるため、たとえ越水しても急激に破堤しないような堤防の強化対策を実施しましょうというのが重点施策で出ました。そして、実際に、こういう裏法を保護したような越水対策堤防が三重県の雲出川だとかで実際にやられています。あるいは那珂川だとか新川でもやられています。

そして、平成12年6月に河川局の治水課が堤防設計指針というのを出して、第6章で越水に対する難破堤堤防の設計ということを出しています。設計方針、越水の可能性の高い区間の堤防については、必要に応じ、越水に対して一定の安全性を有するような構造となるよう設計するというのが設計指針で書いてあります。一定の安全性を有するような構造となるよう設計すると、これを堤防設計指針で出しているんです。

しかし、今、地整のご説明では、確実な達成方法がない、現在の技術的知見では、強化対策は確立していない、こういうことを言ってられました。そして、あの設計指針があるじゃないですかと。ところが、あれは2年後に設計指針が、あの文章は削除されています。あの章は。なぜ削除さ

れたんですかということを質問したら、口頭では説明できないので文書で説明しますということで、その次の委員会が出された資料が、こういうことです。堤防は長期にわたりかさ上げ、拡幅を繰り返すつくりられてきたものである。堤防天端のふぞろい、樋門等弱点箇所が存在、越水しても一連区間で破堤しにくい機能を保証することは困難であると、これが最終的な理由になっています。ここはぜひ、河川工学の先生方によくこの理由を見てほしいんです。

まず、12年の河川局の治水課の設計指針では、外力として越流水水深を30cmにして、何も無限に言っているわけではないんです、30cmまではまずやりましょうということを言っているんです。そして、安全性のチェック、調査をして設計しているんです。したがって、何か、ただ単に何かやったらいいやということではなしに、きちっとこういう外力を設定して、この設計しましょうということまで言っています。

この理由ですね。堤防は長期にわたってかさ上げた、そのとおりです。拡幅を繰り返してきた、これもそのとおりです。堤防天端がふぞろいだと、これもそのとおり。樋門等弱点箇所があると、これもそのとおり。これは当たり前のことですね、これはだれも反論しません。そうすると、そこで、越水しても一連区間で破堤しにくいのを担保できないんだということを言っているんです。

ここで河川工学の先生方にお聞きしたい。浸透はなぜこの状況で、同じ状況ですね、なぜ一連区間で保証できるんですか。浸透の場合には確実にできると言っているわけです。なぜ同じ状況で越水はできないんだけれども、浸透はこういう理由なのかかわらず担保できると、浸透に対しては。これをお答えください。

○寶委員

寶です。ここで一連区間というのが問題だと思うんですよ。どれぐらいの長さにわたってやるかという、一連区間で破堤しにくいと書いてあるわけですから。浸透についても一連区間を考えたときに、どれぐらいの長さについてね。だから、同じように考えないといけないのです、一連区間という、その区間を。

○宮本委員長

要するに、中身はようわからんと言っているわけですよ。中身がよくわからないと言っているというのが大きな要因であれば、越水なら、ある意味においては表面を対策するわけです。浸透の場合には、中身がよくわからなかったら、余計わからないんですよ。例えば、浸透を200mピッチにボーリングしてもその間はわからないんですね、基本的には。したがって、同じことをこれがもしだめだというのなら、浸透だってできないじゃないですか。

○寶委員

はい。ですから、その越水してもということは、特殊なことをしようとしてるわけでしょう。

○宮本委員長

いや、さっきのあれですよ。何も特殊じゃなしに、こんなことを実際にやっています。

○寶委員

ああ、わかりました。済みません。では、特殊というか、原案でやろうとしている河川整備のプラスアルファというのか、プラスアルファをやろうとしてるわけでしょう。

○宮本委員長

そうそう。

○寶委員

だから、プラスアルファをやるときに、やっぱりでこぼこがあるということは、一連区間がどれだけ確保できるかということですやんか。

○宮本委員長

でこぼこがあらうと、一連区間で越水したら、一番低いところで越水しますよね、まずね。

○寶委員

しますよね。

○宮本委員長

その一番低いところで越水したところについても、急激に破堤しないように抵抗力をふやしましょうと言っているだけなんですから、何もあれじゃないですか、さっきの話じゃないけど、この最後の理由ですね、これがなぜ越水だけについて、こういうことが言えるのだと。私が言っているのは、このことが言えるなら、浸透だってそうではないですかと言っているんです。なぜ浸透は担保できて、越水なら担保できないということを言うのかということです。

○寶委員

寶です。いや、だけど。だから、上の方は、堤防天端ふぞろいとありますやんか。それは浸透には関係ないでしょう。

○宮本委員長

関係ないです。ですから、それがなぜ越水の一連区間に関係あるんですか。

○寶委員

いや、だから、そのふぞろいということと一連区間というのは連動するじゃないですか。

○宮本委員長

ですから、なぜふぞろいであつたら越水と抵抗、ましてそこで一連区間が破堤しにくくならない。なぜそれは担保できないんですか。

○寶委員

その一連区間がどれぐらいの長さをとるかということでしょう。

○宮本委員長

そんなことをどこにも言ってないんです、これは。逆に言ったら、一連区間とはどの長さですか。河川管理者、言ってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。前にもお話をさせていただいたんですけども、その越水現象が、なかなかよくわかっていないということを前にもお話しさせていただいて、今も既に実験をいろいろやっているということもお話をさせていただいております。浸透であれば、現象自体はそこそこ追っかけられますし、モニタリングもできますし、計算にも乗っかるわけですが、越水現象については、そういう手法自体がまだよくわかっていないということでございます。

○宮本委員長

越水にもいろいろあります。したがって、1 mも2 mも越水するというのは、とてもやないが自信ありませんと、それはわかります。堤防設計指針では30cmでやっているわけですよ。30cmの越水までを何とかしぶとくしましょうということを言っているわけです。それで調査しているわけです。今おっしゃったのは、それからいうとどうなるんですか。いろんな越水がある、当然そうですよ。いろんな越水に対してすべてやろうなんて言うてないですよ。少なくとも天端から30cmの越流に対する越水対策をしましょうという指針までできているわけですね。

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

これも前にお話をいたしました、平成12年のときの指針は、要はこういう案をつくってみたいので、これで一度それぞれ現場の方で試してみてもどうかということに対して、現場の方からも含め、こういう考え方に対していろいろ意見をもらうというようなことでつくられたものですね。それが最終的にいわゆる指針、現在の指針になった段階では、その過程、細かくは前も申しましたように、よくわからない点はありますけれども、最終的には指針の中では、そういういろんな意見、総合的に判断されて現在の状況になっていると、こういうふうなことです。

○宮本委員長

平成12年の指針に、これは試行的に試してみましよう、そんな文章はどこに書いてありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

初めていろいろとこういうことを試してみようというときに、いきなり設計指針なり、あるいはいろんなそういう基準なりをいきなり決めて、これでやれというやり方ではなくて、それぞれの現場に当てはめてみて、こういうことで一遍やってみたらどうかというようなことで、いろいろその現地の状況なりを聞いて、その上で最終的に基準なりを決めるというやり方はよく執っているやり方でございます。

○宮本委員長

そうですね。それは指針ができるまでの話ですね。試行的にやってみて、モデル事業をやってみると。そして、それを指針に反映する、これは指針ですよ。

指針ですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。正確に申します。12年6月1日に出しました堤防設計指針第3稿というものについては、堤防設計に関して、検討途中のものを含めて暫定的に取りまとめたものを業務において試行的に活用できるように通知したものだということです。

○宮本委員長

第3稿だから途中だという話ならそれはわかりました。

しかし、そうすると、どうしてそれがやめになったんですか。その理由を教えてくださいと言ったら、理由がこれだったでしょう。ですから、今私は河川工学の専門家の方に聞いているんです。どうして浸透だって同じようなことなのに越水だけはこの理由で設計指針がなくなってしまうんだと。そして、越水対策はすることを控えているんだと、そこを河川工学の先生方に聞いているわけです。

○寶委員

寶です。指針がなくなった事情を聞かれているんですか、私に。

○宮本委員長

いや、そうではなしに、指針がなくなった理由について聞いたら、最終的に答えがこれだったんです。そうでしょう。聞いていると思いますけど。だから、なぜこのことが合理的な指針をなくす理由になるんですかということを聞いてるわけです。

○寶委員

寶です。ですから、この文章でいえば、堤防の天端がふぞろいでなくて、越水しても一連区間で破堤しにくいような区間があるのであれば、保証ができるかもしれないわけやから、そういうところを探してやったらいいではないですか。

だって、ふぞろいであって、越水しても一連区間で破堤しにくい機能を保証困難と書いてあるわけだから。

○宮本委員長

ですから、この理由自体が皆さん納得できますかということを聞いているわけです。

はい。

○河田委員

今、この委員会で技術問答をやってるようなんだけど、そうじゃなくて、要するに計画規模までの洪水は、減災ではなくて防災というか、被害が出ないようにすると。それから、超過洪水に

対しては、減災の形でできるだけ被害を軽減するという立場でやりましょうというのが私たちの防災の人間の合意なんですよね。合意なんです。だって、超過洪水まで守ろうというのは、被害をゼロにするというのは無理だから。だから、被害をできるだけ小さくしようと。

そのときに、あなたが言われるように、計画高水位を超える部分についても堤防補強する。これはいいことだと思う。なぜかという、それによって被害は確実に小さくなる。で、越水してもなかなか壊れない堤防をつくる。これもいいことだと思う。ただ、問題は、それのみで、僕が言いたいのは、それを主張するのはいいんだけど、ワン・オブ・ゼムだという考え方で立たないと、基本的に非常に長い区間の堤防を越水対策をしてやったところで、必ず一様にオーバーフローするのではなくて、そういうことも考えた対策をつくるのが現実的ですよと言っているわけです。

○宮本委員長

はい、当然そうです。

○河田委員

ね。だから、今この、いわゆるこれだけで超過洪水対策のメインをこれでやってしまうというには、僕は問題があると。

○宮本委員長

私は何遍も河田委員に言ってますよね。これだけでやろうなんて一言も言ってないんですよ。これがまず要るでしょうと。そして、それが今までできてないんだから、ある程度優先的にやる必要があるではないですかと。ところが、だけどそれだけではだめだから、例えば、何か流下能力をふやすということもあるでしょうし、流域対策ということもあるでしょう。流域貯留。これをみんなあわせわざでやりましょうと。それが今までずっと流域委員会で言ってきたことなんです。ですから、何も越水対策だけしたら、それでやめましょうなんていうことを一言も言ってません。

○河田委員

だから、この対策をパラレルに進めていったらいいわけでしょう。

○宮本委員長

ですから、そこが問題ですけどね。とにかく、まず必要ですねということを今聞いているわけです。それは必要ですよ。

○河田委員

必要ですよ。

○宮本委員長

必要ですよ。その必要なものを、今度は、それではこの30年の全体の予算の中で、どれだけ重点してやるか、そうすると、ほかのものがはみ出る、その優先順位を決めるのがこの河川整備計画ではないですか。このあわせわざを。それは今まで議論してないんです。なおかつ、それにつ

いて、このハイウオーターまでの堤防対策、越水対策、一体どれぐらいのお金がかかりますかと、それが要るわけですから。それを出してくださいということを今まで何遍も言うてたんです。それが出てない。だから、そこから議論が進まないということなんです。その議論をしたいんです。

○河田委員

はい、それはよくわかります。ですから、この超過洪水対策については、いろんなケースでの破堤を考えて、そこでの人的な被害、経済被害等を勘案しながら、どういう組み合わせの対策がいいのかというのを決めていったらいいではないですか。

○宮本委員長

そうです。まさにそのとおりです。

どうぞ。

○千代延委員

千代延です。今ここへ来ましたのは、これが平成12年の通達がへこめられた。2年か何かで。その合理的理由を専門家である河川工学の先生方に教えていただきたいと。政策の組み合わせとか、そういうことをお聞きしているのではないんです。

○寶委員

それを聞いているのではないとおっしゃった。

○千代延委員

いや、これを説明してくださいよ、寶先生。

○寶委員

寶です。それを聞いているのではないとおっしゃいましたよ、委員長は。

○宮本委員長

そうではなしに、理由はこれですと。この理由ということが、越水対策は、やらないということに皆さんは納得しますかということを言っているわけです。

○寶委員

ですから、納得できないのであれば、保証できるような場所を。

○宮本委員長

そうではなしに、私が言っているのではなしに、寶委員は、この理由で納得されますかと聞いているわけです。

○寶委員

だから、さっきから言ってるけど、堤防天端ふぞろいと一連区間というのは、どれぐらいの区間かによるだろうということを言ってるわけですよ。

○宮本委員長

なぜですか。

○寶委員

それと、30cmとおっしゃいましたよね。「いかなる洪水にも対応する」というときに、そこまで考えておられるのか知らないけれども、保証が困難だとおっしゃってるのかもしれないし、そこは僕は聞いてないからわからないけどね。だから、30cmを超えるということが基準で検討したんですか、一時期。

○宮本委員長

そうです。

○寶委員

でしょう。だから。

○宮本委員長

だから、少なくとも30cmの越流までは何とか対応しましょうということがあるのなら、最低それをやればいいではないですかと。それだけでもかなり破堤が。

○寶委員

だから、その提言をしたらいいではないですか、我々が。

○宮本委員長

ですから、それをこの原案に対して提言しようとしてるわけですよ。

○寶委員

何が問題あるんですか。

○宮本委員長

今まで何の議論をしたのかというふうになってしまうんですけどね。今寶委員がおっしゃるのは、それをやる必要があると。いろんな配慮はあるかもしれませんがね。だけど、それを原案に入っていないんだから、やるように言ったらいいやないかということです。

○寶委員

適地があればね。それで、その「いかなる洪水」なのか、30cmなのかも明らかにしてね。

○宮本委員長

そうそう。おっしゃるとおりですよ。だから、それやったら、私が何で今までここでこんな大声出してしゃべらないかんかと。

○寶委員

だから、私はそういう意見を提言に盛り込んだらいいじゃないかと思いますよ。

○宮本委員長

そうでしょう。

○寶委員

ええ。

○宮本委員長

そしたら、結構です。

○河田委員

実は僕も堤防補強の何とかをやめろと言ってる意見なんかいつも書いてないんですよ。だから、その技術的にこれがだめだというのは、そのことを一言も言ってないんで。

○宮本委員長

わかりました。

○河田委員

わかるでしょう。あなたがあんまりそんな口角泡を飛ばして言うほどのものじゃないんだよ。だから、堤防補強というのは当然やらなければいけない。しかも、できたら、それはハイウオーターを超えて天端までやったらいい。だから、あとは減災というものをどういうふうに実現するかというものを、だからあなたがあんまりわあわあ言うようなあれではなくて、堤防補強も当然やらなければいけない。しかも、堤防は御存じのように切れやすいところがあるじゃないですか、歴史的に。そこは抜本的につくりかえるぐらいのことをやっていただかなければいけない。それは何も問題ないじゃない。

○宮本委員長

そうですか。

○河田委員

はい。

○宮本委員長

それなら問題ないんです。

○河田委員

うん。

○宮本委員長

まだありますか、問題。

○澤井委員

堤防強化を非常に重視すべきだというのは私は全く同感なんですけどね。ちょっとこの意見書を読んでこだわりがあるのは、最優先と書いてあるところですね。そこがやっぱり順序の判断がある

わけですね。

○宮本委員長

わかりました。そこで、最優先と書いてましたかね。だけど、あれは、越水対策ではなしに、破堤対策を最優先でということでしょう。越水対策、越水堤防ということ言うてませんよ。今の破堤による被害の回避軽減を流域全体でやることを最優先でやりましょうと言っているわけです。越水対策堤防を最優先でやるという表現ではないですよ、そこは。いいですね。

そうすると、非常に頭がすきっとしました。竹門委員どうぞ。

○竹門委員

堤防強化の優先順位が高いというのは私も納得するんですけども、その際、皆さんがここで合意したときに、堤防を強化する方法として、低水路の護岸を手法として組み入れることはやめていただきたいと思います。本堤防を強化することを優先していただいて、高水敷を守ることはむしろ除外していただきたいということです。

○宮本委員長

おっしゃっているのは、低水護岸をがちがちに固めるなということですよ。

○竹門委員

そうです、堤防を守るためにという目的で高水敷が位置づけられてきましたから。

○宮本委員長

そんなことは当然配慮というか、まさに環境と一緒に考えるということの中で、それは当然河川管理者もそのとおりだと思います。だから、それは言わずもがなで言ってないんですけども。

○竹門委員

でも、実際にはそういう経緯がございましたので。

○宮本委員長

ああ、なるほど。

そうすると、何か私がつばを飛ばしてしゃべってたのが何かあほみたいな話に。

○河田委員

2004年の福井の豪雨のときに、足羽川の左岸堤、最終的には決壊したんですが、新潟県の刈谷田川の堤防と違って、越流してからのいわゆる破堤するまでが随分時間があつたんですよ。ですから、福井市内では死者はゼロだったんですね。ですから、そういうふうな堤防にやっていくということは必要なわけで。それを粛々とやっていただかなきゃいけない。だけど、それをこの例えば淀川水系全域に持ってこようとすると、随分時間がかかる。というのは、結局堤体の、そのいわゆる最中の皮みたいに、かぶせたらいい問題ではなくて、やっぱり切れやすいところというのは、単に越流だけではなくて、根っこのところからやっぱり水が出ているというような、そういう問題もいろいろ

ろ複数であつてゐるじゃないですか。ですから、やっぱり一度に越水性を高めるという目標はいいんだけど、現実の問題としては、それだけをやったのでは非常にまずいと。

○宮本委員長

それは当然で、例えば堤脚の浸透だとかがありますから、それは今までやってるんですけどね。今おっしゃってるように、それは当然越水対策をやるけれども、ほかのことも当然考えてやるというのはおっしゃるとおりです。ただ、私が言いたかったのは、越水対策をこの原案としては我々としては少なくとも盛り込んでほしい。その盛り込むということは、事業費が出てきて、そのことによって一体何が優先順位なのかということも議論したい、そういうことをこれから議論したいということを言いたい、意見として。それはよろしいですね。

いいですね。

もちろんね。わかりました。そういう意見です。

そうすると、これで、堤防を、今の2項のところは文章として確かに前の環境のところでもありましたけれども、ちょっときついというところがありますので、これはできるだけ前向きにこういうことをやってほしいというふうな意見の形にさせてもらうということで。

○河田委員

僕も意見書に書かせていただいたのだけれども、実は、いわゆる超過洪水対策にこれが効果があるということになれば、当然リターンピリオドというのは随分長くなる。そうすると、やっぱり地震のことも考えていただかなければいけない。

そうすると、今淀川にとって一番危険な断層というのは上町断層ですよ。これが、ことし2月26日の中央防災会議の専門調査会で上町断層の地震によってどれぐらい、逆断層地震なんで、どれぐらいの相対的な落差が出てくるかという形が初めて出てきました。豊里大橋と淀川大堰の間ぐらいを境に西が70cm下がる、東が1.3m上がると、こういう結果が出てきたわけですね。ですから、堤防だけで、そういう耐震性はもちろん高めていただかなければいけないんだけど、堤防の補強だけで洪水対策を進めるというのは、これは淀川の場合は少し考えなければいけないという形が出ているのす。ですから、やっぱり僕はここにマルチハザード型の治水対策にしてほしいというのは、そういう意味なんですよ。

ですから、現状での堤防の姿と、プラスやはり南海地震ももちろん確実に起きますので、そういう液状化対策とか、そういうものをやっぱり入れた耐震性の高い堤防というものをつくるというふうにしていきたいのですが。

○宮本委員長

そうですね。淀川の耐震堤防というのは、河口から十二、三kmまでかな。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

いえ、もっと前。

○宮本委員長

もっと前、8 kmぐらいですか。8 kmぐらいですかね、そこまではやってるんですよ。そこはほぼ完全に終わってます。

今河田委員がおっしゃるのは、そういう低いところでなしに、上流も含めて、中上流も含めて耐震堤防といいますか、その補強をやるべきだということも入れるべきだということですね。

○河田委員

それと、要は、堤体自体が下がりますので、それ以降は非常に治水安全度が低くなるということなんですよね。ですから、そういうものも視野に入れた整備計画にしておかないと、起こった、さあ、どうするというのは困ります。応急復旧でというような形にはしたくない。そういうことになると、まず、治水優先になってしまって、環境とかそういうものは飛んでしまいますよね。そこがやっぱり一番怖いんですよ。ですから、そういうものも視野に入れた計画というのが要るだろうというわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。今の耐震のお話ですが、一応終了しているのは、レベル1の地震に対して終了しておりますが、昨年3月に出ております新たに指針に基づいてレベル2地震に対する検討はこれからということになります。

○宮本委員長

はい、わかりました。

それでは、一応洪水のところの第2の章まで議論させていただきました。

どうぞ。

○岡田委員

岡田です。ちょっと確認のためなので、話がまた戻ってしまうようで恐縮ですが。

基本的には、委員長がおっしゃっていることを私は了解しているんですが、それで、それからシミュレーションの結果、これはその1つの数値として理解できます。それはわかります。ただ、ここでおっしゃっているマルチの、洋々な規模の洪水が発生した場合、堤防決壊の危険性は減少するのかというところで、危険性はほとんど変わらないという、この文言の「危険性の意味」なんですね。ここに関して、単一シナリオの場合と複数のシナリオの場合とで、そのシナリオをミックスした場合の危険性の評価というのに、主観性というか、ある種の重みというのが入らないはずはないわけです。「その話はとりあえず後に置いておきましょう」ということですが、それは「とりあえず、そういうことはあり得るけれども、そういうことを含めて、そういう危険性の評価の議論

をしてる」というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○宮本委員長

それは、河田委員の意見の中でも単に水位だけではなしに流速だとか、そんなことも当然考慮に入れるべきだという話がありました。確かに今のこの書き方だけでは、今ある意味でいったら、水位だけでこれは言うてますので、これについてはもう少し正確な表現をします。

○岡田委員

わかりました。

○池野委員

意見ですけれども、僕は全面的に修正という形です。趣旨は似たようなところだと思います。それで、試験的という表現をあえて入れさせていただいたのは、1つは技術的な今の議論が1つ、それからもう1つ、公共投資のあり方からして超過洪水に対してどのぐらい投資できるかという議論、そういう国民的な合意もあるでしょうし、そういう意味を含めて試験的だということを申し上げましたので、一言だけ。

○宮本委員長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○水野委員

済みません、土地利用の方はなかなか議論する時間が余りなかったみたいなんですけど、何度も出てますけど、行動、そのアクションプラン、行動計画というものを明示するということ、これを今土地利用なども生かしという程度で書いてありますけど、やっぱり行動計画をきちっと明示することというようなところを加えていただきたいと思います。私だけではなくて、岡田委員や河田委員も書いていると思うのですけれども。

○宮本委員長

土地利用も含めた流域対応というのは、いい言葉ではあるんですけど、それはちゃんと行動計画まで入れた具体的に考えてくれということですね。

○水野委員

もう管轄権限が違って縦割りで治水ができないなんていう言いわけはきかないというのを明示してほしいです。

○宮本委員長

それは前に久委員もおっしゃってましたよね、そういうことね。それは、この意見で言うのか、またさらに議論した上で言うのかは別にして、それは当然やと思います。

それでは、これは予定の時間は今来てしまったんですけれども、一応2の洪水までは整理させていただいたということで、次の3の利水とダムについて、次回委員会でやりたいというふうに思い

ます。

2) その他

①今後の会議の進め方・日程について

○宮本委員長

それで、今の審議はここで一たん途中でとめまして、「今後の会議の進め方・日程について」お諮りしたいと思います。

審議資料の2-1です。まず、委員会の日程からお諮りいたします。次回の委員会は4月9日水曜日に、第1部が10時から12時、第2部が1時半から4時半、第3部が5時半から7時半ということで、朝・昼・晩、もうやってしまいたいと思います。委員の方々、大変ご負担だろうと思うんですけども、これはまた日をとってだらだらとやると、せっかく議論を集中したのがまた発散する可能性もあるので、ぜひ皆さん方ご了承いただきたいと思うんですけども。どうしても、「そんなのはかなわん」という人はおられますでしょうか。しょうがないという意見もありますので、そしたら一応異議なしということで、4月9日はこの予定でやらせていただきます。

○川上委員

委員長。

○宮本委員長

はい。

○川上委員

きょうの議論を踏まえた意見書案の修正が、環境とそれから治水に関して作業検討会をやらなくてはいけないと思うのですが、その結果をこの9日の第1部のときにですね。

○宮本委員長

それはね、そこまでにできるかどうかかわからないですよ。利水と、あとダムがあるわけですよ。

○川上委員

まとめてやると。

○宮本委員長

それだけでも結構なやっぱり時間が要ると思うんです。もしも、きょうの環境と治水についての修正案がもしできれば、できればですよ、それは示した方がいいと思いますけども。ちょっとそこまでは期待してもらおうと、ちょっとしんどいなという。はい。

○河田委員

僕はもうパーツで示すというのはまずいと思う。パーツで示すのはまずい。

○川上委員

全部まとめると。

○河田委員

全部やってからね、前文も含めてファイナルに議論した方がいいと思う。

○宮本委員長

わかりました。そういう意見もありますので、そしたら9日はそれは出さないということで、9日についてはそういうことの議論に集中したいと思います。

それから、その次の委員会は4月22日ということにしています。これは9日の意見を踏まえて修正した文案をきちっとお出しするということになろうかと思います。

それから、次をめぐっていただいて、5月の一応13と27に委員会として開催予定日ということを示しています。これはこれからの審議の状況によって、もうここについてはある意味においてはパスするというところもあるかもしれません。しかし、一応予定としては入れておいてほしいという意味で、この2つの日を入れさせていただいてますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは今後の予定です。

②第1次・第2次委員会正副委員長・部会長への説明会について

○宮本委員長

それからもう1点、この前の運営会議で、実はこの流域委員会というのは1次、2次をやって今が第3次であるということで、やはり継続してやってきたということがありまして、前委員の方々からぜひ今の審議の状況について説明してほしいというふうな要請がございました。それで運営会議では、それはやった方がいいだろうということで、4月6日の日曜日に前委員の委員長さん、副委員長さん、あるいは部会長さんに、来られる方にご説明をするというふうにしたいと思っております。それについてはそれでよろしいですね。特にそれはそんなことする必要ないという方はおられないですね。あつ、おられますか。はい、どうぞ。

○本多委員

いや、しないでいいということではないのですけども、何で副部会長やサブリーダーがないのか、何で一般の委員がないのかというのはどういう理由だったんでしょうか。

○宮本委員長

サブリーダーも入ってましたかね。サブリーダーは、あつ、入ってない。それはですね、基本的に今まで申し送り書だとか、今までの意見書だとか書いてもらっているわけですね。そこで基本的には、そういう責任者であった方々にご説明をして、今までの流れと違うのではないかとか、あるいはここがおかしいやないかという話もあるかもしれないということでやりました。しかし、これはオープンでやりますので、委員の方ですね、過去というか前の委員の方も聞いていただいて結

構ですということでもあります。ということで、それではそれについてはやります。これはオープンな場でやりますけれども、説明については委員長、副委員長で説明するということにさせていただきますと思います。それが第2点です。

③淀川水系河川整備計画原案に対する委員会意見聴取依頼について

○宮本委員長

それから第3点、審議資料の2-2。大阪府知事、京都府知事、滋賀県知事から、委員会の委員長、私あてにですね、現在のその審議状況を説明してほしいと、できるだけ早く説明してほしいという要請が来ております。これについても、断る理由もないので説明をしたいというふうに思っています。ただ日程が、もうあちらの方でここしかあいてないということになってまして、私どもが余り日程調整できなかったんですけれども、4月3日の午後1時間ほど時間がとれるということで、4月3日の午後、たしか1時半から3時半というふうに設定されてたと思いますけれども。あっ、違いましたかね。そうですよね。いや、2時半ね、1時半から2時半の1時間ということになります。これについても説明をしに行きたいと思ってます。これについても基本的には委員長である私と副委員長で対応したいというふうに思っております。

これについて何かご意見ありますか。はい、どうぞ。

○寶委員

寶ですが。今お聞きしましたら、1時間ですか。

○宮本委員長

トータル1時間。

○寶委員

トータルでね。

○宮本委員長

何か向こうの話では、25分か30分ぐらい説明してほしいと。で、あとちょっと聞きたいという感じです。

○寶委員

そうすると、何かやっぱり時間が足りないということで、何か文書を持っていけますか。

○宮本委員長

ちょっとまだそこは考えてないんですけれども、原案と、それから今の意見書の案と、それからそれに対するきょう意見がいろいろ出てましたね、その全部出ているこの一覧表、これは少なくとも持っていく必要があるかなんと思っています。

○寶委員

だけど、意見案はかなり僕はバイアスがかかっていると思うんですがね。

○宮本委員長

ですから、それに対してこう意見が出てますということですね。

○寶委員

だけでも、こんな大きな資料をね、そんな1時間の間に見れるわけもないし、まあ当然後で見られるのでしょうけど。だからまあどういう形でね。

○宮本委員長

もともと、ですから30分で説明するというのはなかなかそれは非常に難しいんですよ。難しいんだけど、だからどこかポイントを絞ってやるのかですね。基本的にはそれも全部マスコミが入った場でやりますので、どういうふうなことを説明するのか、皆さん方にも聞いてあるいは見てもらえるというふうに思いますけれども。

○寶委員

ええ。ですから、まあ意見が分かれているところは多々あるわけですので。

○宮本委員長

ああ、当然。

○寶委員

その辺をしっかり伝えていただければありがたいと思いますけど。

○宮本委員長

ええ、わかりました。それでは、それもそういうふうにさせてもらうということに。はい。

○池野委員

逆に言うと、河田先生や寶先生も同席してもらうとか、ほかの先生もというわけにはいかないわけですか。それは場所の関係とかいろいろで。

○宮本委員長

それは聞いてません。聞いてないけども、先ほどの前委員会に対してもそうだし、3知事にしてもそうだし、そういう要請があったときに委員長、副委員長で対応するということがまず自然じゃないかと思っています。

○寶委員

寶です。この3月19日付の大阪府、京都府、滋賀県知事からの要請書によりますと、「御説明いただける委員を選定いただき」ということなので、ここで選んでもいいのではないですか。

○宮本委員長

いいですよ。今の提案は、委員長、副委員長で対応したいというのが私どもの提案ですけども、いかがでしょうか。

○寶委員

もしも参加者追加可能であれば、河田委員あたりに出ていただけると。ご都合がよかったらいいと思いますけれども。

○宮本委員長

どうですか、河田委員。

○河田委員

発言させていただけるのなら行きますが。「黙って聞いとれ」というのではちょっと困りますが。要はね、例えば僕としては、この意見書のいわゆる議論をしたではないですか。で、まだ残ってますよね。それがひな形として、こういうのでこう意見が出てますということを言うというのは少し問題がある。つまり、ファイナルのものが出ておればそれで説明していただいたらいいんですが。

ですから、いろんな意見が分布しているという、そういう形での要するに意見の提示というのであれば私は行かせていただいてもいいですが。

○宮本委員長

ですから、これは全部説明できないんですよ。基本的に。ただ、だからどういうところが関心があるのかも含めて、今まで委員会ではこういうことを議論しましたと、それに対してこういう意見も今ありますよという話しかできないと思うんですね、私は。そういう意味で、もし委員長、副委員長に対して河田委員が「よし私も行ってやろう」とおっしゃるのなら、私は大歓迎です。

○河田委員

お目付役で行きますから。

○宮本委員長

それで、しゃべるなどと言っても多分しゃべられると思いますので。

○河田委員

要するに、委員として対等の立場で発言させていただきたいと。

○宮本委員長

だけど基本的には、私がとりあえず委員長ですから委員長として説明して、もし何かあったらそれは言ってもらったら結構なんですけど。これはいいですか、それで。どうですかね。どうぞ。

○山下委員

ちょっと気になるのは、向こうとして求めているのは、委員会の議論の状況がどうなっているかということだと思うんですね。だから、その委員会の方の議論がまだ集約できていない状況で、いろいろ意見が分かれているところもある、あるいは対立しているところもあるということをしっかりわかっていただくということが大事なのであつて。

したがって、こういう意見を私は持っているとかという話があれこれいっぱい出たって混乱する

だけで仕方がないだろう。そういう意味では基本的に、何か向こうの言い方だと30分弱ぐらい説明を求めてということだから、そこの辺の統一した説明というのは委員長からやっぱりちゃんとやっていただきたい。

○宮本委員長

ああ、当然そうです。

○山下委員

そういう意味では余り、何というかな、私はこう思うみたいな意見をね、委員長も含めてしていただくということは決して好ましくはない。だからその点だけを了解をした上で、お任せすることでもいいのではないかと思います。

○宮本委員長

お任せって、だれにお任せですか。

○山下委員

委員長に。

○宮本委員長

私にですか。

○山下委員

うん。だから。

○宮本委員長

河田委員が行かれるのは。

○山下委員

いや、それは構わない。

○宮本委員長

いいんですね。

○山下委員

だから、いろんな委員が行くのは構わないんだけど、だれが責任を持って説明するかということはしっかりしておいてほしいということと、それから参加する委員が補足的な意見を言うのは結構なんだけど、それは委員会の議論の状況をちゃんと理解してもらうための発言なんだということさえここで了解をしておけばいいのではないのでしょうか。

○河田委員

心配しないでください。それぐらいの常識は持っておりますので。

○宮本委員長

わかりました。そしたらもう決めた方がいいと思うので。

○綾委員

すいません、これは先ほど宮本委員長がおっしゃいましたけど、これは公開なんですか。

○宮本委員長

ええっとね、これはね。

○綾委員

まあ向こうさんが開く会議ですから。

○宮本委員長

会議で、そこにマスコミの方は公開だと。一般住民の方は多分、スペースのかけんで入れないと思います。

○宮本委員長

ですからそれもね、もうそこは要するに今人数を決めたらもうそれでいくということの方がいいと思います。では、これは4月3日になりますけれども、私と副委員長とそれから河田委員がご足労願えるということでよろしく願いいたします。

それでは、これでその他のところは終わりました。

○久委員

ちょっといいですか。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○久委員

久です。私、先ほども申し上げたように、余り今回は個人意見ではないということで意見を差し控えてたんですけれども。何点か意見書の追加として議論してほしいなという点があるんですが。

先ほどお話の出た5月13、27は場合によっては飛ばしますというお話になってましたよね。そういうのはどこでお話をしたらいいですか。

○宮本委員長

これは、この4月9日の議論を見て判断したいと思ってます。もう当然できるだけ早く決めたいと思いますし。だから今言ったように、今のこの意見というのはあくまでも、今まで議論が不十分だけでも出すという意見ですから、やらないといかん議論はあるんです。したがって、5月も2回ともやる可能性は十分高いと思ってます。

○久委員

そこでまた新たな議論というか、その内容を提示させていただいたらいいということですね。

○宮本委員長

はい。

○寶委員

委員長。

○宮本委員長

はい。

○寶委員

寶です。先ほど本多委員のご発言があったときにも申し上げたのですが、なるべくその議論を促進するためには、久委員もご提案があれば、4月9日に提示していただいたら、我々も早く考え始められるし、ああこういう項目があったのかというのもわかりますね。とにかく12月に出すと言っててもう4月ですから、倍時間がかかっているわけですね。それをまた5月にやって6月にやってなんていうことは、ちょっと我々としても恥ずかしい気もしますのでね。やっぱり議論は促進した方がいいと思いますので、できましたら4月9日あたりにですね。

○宮本委員長

ただね、さっきも言っているように、今から新しい議論をどんどんやっていくと幾らでもかかるんですよ、意見をまとめるのに。ですから、とりあえず今までの議論の中での議論を言うと。しかし、まだ積み残しがありますから、それはできるだけ早く議論していくという。

○寶委員

ええ、ですから私が申し上げているのは、なるべく早く議論が進むようにですね、早目にそういうアイデアを出しておいていただくといいのではないかとということでございます。

○宮本委員長

はい、そうですね。ありがとうございました。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、これで大分時間がもう超過したんですけれども、お待たせしました。一般傍聴の方の意見をお伺いいたします。挙手をお願いします。こちらとこちらとこちら、3名ですね。それでは、申しわけないですが、またきょうも3分間ルールでぜひお願いしたいと思います。的確に3分で、ぜひ意見をお話ししてもらいたいと思います。

では、こちらからどうぞ。

○傍聴者（三國）

丹生ダムの地元、余呉町から来ました三國です。

まず、宮本委員長に申し上げます。きょうもあなたは流域委員会の議論を強引に自分の意見で引っ張ろうとされている。これはちょっと問題だと思うんですよ。それと、その意見案ですね、出された意見案。原案を見直して再提示せよとなってますけども、これは、委員会というのは原案に対

して意見を述べることであって、ほかの委員も言われておりますけども、越権行為だと思うんです。

ダム建設の実施を整備計画に位置づけるのは認めない。これもですね、宮本委員長は何を言っているんですか。河川部長時代に丹生ダム対策委員会へ2回来られましたね。そのときに、丹生ダムは必要やと、これはつくらなあかんのやといって力説されていたのに、それをもうあなたは忘れてしまったんですか。委員の中でこの意見に対する修正意見を出しておられる方が3月18日現在で14人おられて、あと5人ふえましたけども、その中の半数の人はこの意見に反対です。特に、實委員は丹生ダムは1億5,000万 m^3 のダムをつくるべきでないかと言っておられます。非常に心強く思っているわけですけども。

委員長はこういう意見をどういうふうに反映されるつもりかと。それと、住民からもたくさん出しました。全部目を通しましたけども、この住民の意見を、修正意見に対する意見をどういうふうに反映されるのかということです。

それと、整備局の谷本部長に申し上げたいんですが、流域委員会の意見がいただけないので年度内に案が出せないという発表をされました。これはどういうことですかね。冬柴大臣が年度内に整備計画をつくらと言われた、その言葉の重みというのはどうとらえておられるんですかね。大臣の了解は得ておられるんですか。整備局と流域委員会が対極的に今までありますけども、そういうことではなくて、協力して住民のための整備計画をつくってもらいたいと、そう思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。私も三國さんに今の話、直接言いたいことがいっぱいありますけれども、またそれは、この場ではできませんので。お伺いしたいと。

○傍聴者（三國）

では、来てください。

○宮本委員長

ええ、また現地にも行かせてもらいます。

次、こちらの方。それでは、後ろの方から。

○傍聴者（丹生）

私も三國さんと同じように丹生ダムの建設予定の余呉町の住人でございます。

きょう、話し合いを聞かせていただきました。この前も聞かせていただきました。話し合いをしている中で、いろんなところで経験をしてきているんですけども、やはり声の大きい人の発言、また威圧的にされる発言、まただっ子的な発言、こういうもので話し合いがまとまることが往々にしてあります。この会がそうであってほしくないなという願いを私は強く持っているところでございます。

前回のときは大いにそういうような気持ちを持ったんですけど、前回から今回にかけて皆さん方

の意見書も読ませていただきました。また、きょうの発言も聞かせてもらう中で、やはりそれぞれ立場を持っておられる学者さんですので自分の意見をきちっと言っておられる。大変心強く思っておりますし、今度意見書等をまとめていく中で皆さん方の意見がきちっと反映されるように、また一人一人の委員さんはそれを自分の意見をやっぱり確認をしてほしいなと思います。

学者の意見というのは大変影響があります。私たち一般の市民にとっては大変影響を与えます。本当は河川整備計画の原案に対しての意見は、この流域委員会だけでなく、それぞれの住民のじかの意見を聞くとか、また関係の首長の意見を聞くという、そういうぐあいになっていますので、そちらの意見を十分反映させてほしいなとは思っているんですけども、どちらかというこの流域委員会の意見が、世間の人はここの意見が本当に強い意見だなということを感じていると思います。それはまあ新聞でもすぐ報道されますので、そういう影響を持っているんだなということです。そういう意味では皆さん方、責任を持ってほしいと思います。

私たちは、丹生ダムの当初、実は反対からスタートしたということは言いましたけれども、建設省の当時の意見に対してやはり学者の意見を聞きたいなということで、実は昭和62年6月に、1回目の委員長であった芦田先生等に来ていただいて、丹生ダムは安全ですよということの結論をいただきました。その学者さんの意見を聞いて、ああダムを容認するんだなということになったという経緯がございます。学者の意見というのはそれほど重みがあるんだということを考えてほしいなと思います。

丹生ダムは継続中です。飛行機でいえば飛んでいる飛行機なんです。皆さんで、ダムをやめなさい、エンジンをとめなさいというようなことになったら、これは大変なことになります。行き先をはっきりするとか、もとに戻るのなら後をどうするんだとか、そういうこともしっかりと皆さん考えて、自分の意見をまた原案の中に反映させていただければなと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。前の方、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井ですが。まず、三國さんともう1人の方が発言されたわけですけど、この前の委員会にも意見書を私は出しています。なぜ丹生ダムなり川上ダムなり、ダムが予定されている事業中のダムは、委員会が休止までされて、それできょうもかなり粘っておられる委員会の抵抗勢力なる委員の方が余分な時間をとって、整備局の応援の議論を展開されておられます。これはですね、この流れ、この第3次流域委員会がつくられた経過をもう一度思い出してください。なぜ休止になったのかを。

丹生ダムの場合を言いますと、これは滋賀県の関係があるでしょう。ここで述べるのもいいですけど、一応穴あきダムということで予定されて、かつ3年ほどおくれるということに結論が大方

なっております。その辺ほかの、川上ダムに関係もきょう 1 日聞いておりましたけれど、住民の意見も出しているわけですよ、委員長。住民の意見を審議の間に挟んで進めて下さい。こういう修正をしてほしいと意見を出しているのです。それを求めているわけですよ。今おっしゃるとおり、住民の原案賛成・反対別にして、なぜきょう 1 日議論されないのですか。住民は黙っとれと言うんですか。

私は、委員長は苦勞されている、整備局が不誠実な態度で一貫してきている、この実態こそが、今のこの流域委員会の河川整備計画審議がおくれている理由じゃないですか。

今、議論中に吉田淀川河川事務所長が中国地方の方に行かれるといううわさを聞きました。本当にご苦勞さまですけれど、よそに行かれるけれど、まだやり残した仕事が我々に、全部住民にかかってくるわけですよ。井上調査官、谷本河川部長や職員のみなさまにかかってくるわけですよ。布村局長にかかってくるわけですよ。なぜそういうことになっているのか、よく考えてください。

それで、今回も私の意見を出しています。それを読んでいただきたい。以上です。終わります。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

こちらはもうないですね、おられない。それじゃ、こちらの真ん中。お願いします。

○傍聴者（今本）

今本です。まず最初に環境か治水か利水かという議論がありましたが、少なくとも第 2 次委員会までは、環境というものは配慮するものでもなければバランスさせるものでもない、もっと重視するものだということでした。私自身は、治水や利水というのは環境という基盤の上に立つものだと考えてますが、これはそれぞれの環境観ですから、皆さん方が自分の環境観を持ってもらえれば結構だと思います。ただよく考えた上で議論、発言していただきたい。

それから後半の、特に越水に対する堤防補強については委員長と委員とのやりとりがありました。傍聴席から聞いておりますと、委員側の完敗です。あなた方は河川工学者という名に値しないほどまともな議論をしておりません。きょうの議事録、修正なく読んでみてください。全く議論になってません。この辺は非常に残念です。

1 点つけ加えておきますと、一たん越水を考慮した堤防を設計指針として取り上げながら、なぜやめたのか。これはすべてそのときの時点から考えますと、川辺川ダムです。球磨川の萩原堤防というところでフロンティア堤防が実施されようとなりました。急遽ストップがかかったわけです。同じことがそれ以後も続いております。

私はもちろん、河川整備計画というものは基本方針のもとに従っていかなければなりません。しかし、その中での自由度があるはずですよ。かつて示された基礎案がそうでした。ところが今回、完全に従来型の治水に戻っているわけです。それはなぜなのか。越水堤防が指針から外されたのと非常に似

た傾向にあると思います。その辺のところを、真剣にこの委員会で議論していただけることを期待しております。

きょうの堤防に関する議論は、確かに河川工学そのものを専門とされる、あるいは河川構造物を専門とされる委員はおられませんが、それにしてもちょっとお粗末でした。ぜひ、堤防についてはもっと勉強して委員会に臨んでいただきたい。お願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、お隣の方、お願いします。

○傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」及び「伊賀利水研究会」の浅野です。2つの問題をお話しします。

3月21日、国土交通大臣冬柴鐵三氏あてに公開質問状を送りました。木津川上流住民意見交換会の業務委託契約が不正な手段を使って行われている問題です。

御存じのように、この意見交換会は十分な説明責任を果たすことなく、2回の形ばかりの公聴会として終わってしまいました。この業務内容が全く性格の違う「河川整備計画基本方針、河道検討業務」の変更契約として、実質「随意契約」的に結ばれたことは合理的理由が存在しない差別的行政契約に当たり、本来なら独自に一般競争入札を実施しなければならない業務物件なのです。これは受注者に特別な便宜を図るという特別な計らいであり、明らかに癒着を示すものであります。

受注会社、「某建設コンサルタント関西支店長」M氏は、元建設省キャリアで、財団法人「河川環境管理財団」に天下り、川上ダムの自然環境保全委員会の事務局を担当し、近時、某コンサルタントに天下った人物であり、癒着疑惑のうわさを私も聞いたことがあるので、大臣への質問においてもそのことに触れております。次から次へと国土交通省の不祥事を耳にする昨今ではありますが、最近はこのようなキャリア職員の天下りが「ダム建設目的の裏の目的」なのではないかという気がしている次第です。

さて、2つ目です。本日の参考資料1のNo.1007に、「伊賀用水の自流水取水を認めなければならない」と題した意見論文を出しています。三重県企業庁の木津川流量観測データなどの分析からと、「守田機械揚水」という幽霊水利権の廃止をあわせ、伊賀用水が新規需要分 $0.358\text{m}^3/\text{s}$ を確実に自流水取水できること、及び大内地点の河川維持流量が $0.3\text{m}^3/\text{s}$ であっても何ら支障はないことを明らかにしています。後ほどじっくりとお読みくださるようお願いしておきます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

次、どなたですかね。はい、どうぞ。

○傍聴者（勢田）

滋賀県の河港課長です。国の耐越水堤防のお話について、私の個人的な考えをお話しさせていた

だきたいと思います。

全体の議論の中で、耐越水堤防について、先ほど越流水深が30cmという数字もありました。あたかも本当に確実にそういう対策がなされるようなお話で、皆さん勘違いをされているのではないかなというふうに私は思って、発言させていただきます。

先ほど、国の説明の中でも堤防の高さがばらばらだというお話がありましたけれど、私はそれよりももっと恐ろしいのは、川の中の水位の変動だと思うんです。皆さん、川の洪水の映像を見られたことがあると思いますけども、本当に波うってます。ということは、いかに堤防をしっかり管理したとしても、越水する水深というのは本当に変動するわけですね。しかもその越水するものというのはほかの外力と違って、例えば越水深が2倍になれば破堤に至るその外力が単純に2倍になるかというところではなくて、恐らくそれ以上になります。水深が2倍になったら、あふれる量はそれ以上になります。その辺の感覚は持っていただきたいと思います。

そうした中で、まさに静水面のごとく、どの区間も30cmであふれるというものであれば堤防設計というのは可能だろうと思いますし、河川管理者としても胸を張って、ここまでは安全ですといえると思います。まあ安全といっても、30cmでも3時間もつとかいうことで絶対にもつという基準ではないわけですね。

ただ、今お話ししたとおり、その洪水の水位がすごい変動する中で、どこが本当に30cmを超えるかわかりません。30cmを超えてさらに5cm超えたら、まさに30分の35の外力になるわけじゃなくて、それ以上になるわけです。本当に河川管理者として責任を持ってその対策をご提示できるかというところ、私は非常に難しいと思います。ただ、実際の最終的な責任というのはやっぱり河川管理者が背負わないとだめだという、このつらい立場の中で、今この河川整備計画の原案の中で議論されているというふうに思います。そこは、私、皆さんによくわかっていただきたいと思っています。本当に洪水時の画像を見てください。どれだけ波うっているかと。

先ほど、浸透は大丈夫だと言いましたけど、浸透というのはハイウォーター以下の水位を対象としています。人間が引いた水位であり、堤防天端ではないですからね。ハイウォーターの中での評価をしているわけで、これは耐力は違いますから、ぜひそれを理解いただきたいと思います。

○宮本委員長

基本的ないわゆる洪水現象の制度論なんですね、今の話は。私はもうきっちり受けて、9日に議論したいと思います。

次の方、どうぞ。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。きのうの京都新聞に、河川法改正時の建設省河川局長の話が載ってます。「最低限の整備を効率よく進める時代は国が全国一律でやればよかった。だが河川はそれぞれ違うもの。恩恵も災いもすべて引き受ける流域住民が自分の考えと責任で行うのが本当の河川管理だ。日本はその段階に達した。」と、このように話されたということです。

それで、私も流域委員会に6年間通ってきまして、意見を出してます。きょうは補足的発言をし

たいんですが、宇治川洪水以上に危険な天ヶ瀬ダム再開発の1,500m³/s放流計画、これにかかわって資料の1-3-1の48に書いてますので見てください。

それで、若干の補足発言ですけども、これは1つは1300年の歴史を持つ亀石、この歴史的景観を破壊してしまうという点です。奈良時代の「日本書紀」にも亀石が登場しますし、江戸時代中期の「都名所手引案内」、ここにも出てきます。それから幕末の記録ですね、「花洛羽津根」という、そういうところにも出てきますし、明治の絵地図にも出てくる。1つは歴史のあるそういう景観ですね。

そしてもう1つは、亀石そのものが非常に学術的価値を有しているということで、京都府のレッドデータブック2002年に載ってます。これが、先ほど言った天ヶ瀬ダム1,500m³/s放流計画をやれば破壊されてしまうという問題。

もう1つは、下流の宇治市民にとっては、1,500m³/s放流というのは危険以外の何物でもないという点であります。そういう点で、私はこの1,500m³/s放流計画は住民の受忍限度を超えている内容だというぐあいに思います。そこで撤回し、再検討を求めたいという意見を出してます。この点についてぜひ、まだ委員会では十分に議論はしていただいてはないですけど、これをやってほしいと。そして、必要であれば現地で地元の住民との意見交換もやってほしいと、このように思います。以上です。

○宮本委員長

はい。では、お隣の方。

○傍聴者（志岐）

「宇治・防災を考える市民の会」の志岐です。

参考資料1に（996-1/3）、「防災を考える市民の会」の意見を入れていただいておりますので、ぜひよく読んでいただくようお願いいたします。

なお、流域委員会の皆さんとは一遍懇談の機会を持ちたいと思っております。寶委員とはこの間お話をいたしました。

きょうの委員会の議論ですけども、今本さんも言われましたが、委員の方の発言自身が、環境問題についてその重要性を指摘された方のさえも含めて、視野狭窄であると思います。端的に言えば、ほとんど生物だけの話ですね。

例えば、“ダムは最後の手段である”と言いましても、だれにとっての、どの場所にとっての最後の手段かということによって結論がまるで変わります。全世界的に、あるいは国民的に、あるいは地域的に、あるいは地区別にとらえたら全然違います。

宇治市民の立場からいいますと、今私が“読んでいただきたい”と言ったものの中にあるようなことになるわけです。

もうちょっと大きく見ますと、ダムという物の影響を見ますと、例えば日本海では、御存じのとおり海岸がどんどん下がってきます。瀬戸内海でもう砂はこれ以上とれない。海の砂をとって粗悪な建物をつくったということは皆さん御存じと思いますが、そういうことをしようにも海から砂がとれないという状態に既になっておるんですね。では、琵琶湖に砂が行かなかったら、つまりダムでたまっていかなかったら琵琶湖はどうなるかという研究はされているかと。私はよく知りませんが。

こういうことを含めた視点でですね。生物にももちろんそれは影響しますよ、それを含めて総体的かつ具体的な議論をしていただきたい。全世界じゃなくても、少なくとも全近畿的にですね。淀川水系全体について議論していただきたいというように思います。

時間が来ました。今日はこれだけにして、また発言させていただきます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは挙手されている方、後ろの方、それでは。

○傍聴者（西山）

伊賀市の西山と申します。意見の案に基づいて、ちょっと意見を述べさせていただきます。

先ほど冒頭におっしゃった方と重複する部分がございますけども、いわゆる原案が基礎案を加味されてないということですけど、今委員会に求められているのは原案に対する意見を求められていますので、そのことは問題ないと思います。

それから、これも先ほどもおっしゃいましたけども、原案の再提示、これはもう全く必要のないことであって、この原案に対して委員会が意見を述べていただきたいと、このように思います。

それから2ページ目で、治水、利水が優先されて、環境については配慮する姿勢にとどまっていると。僕は配慮すればいいと思うんです。配慮に程度はありますけども、配慮するのが当然の話です。そういう点は思います。

それから、川上ダムの長寿命化の問題につきまして、環境への負担について考慮されてないと。これはダムをつくるときに考慮しているわけです。この長寿命化だけで考える必要はないと思います。ダムをつくるということ全体においてですね。

それからあと、その前に、姿勢が見られないとかですね、それから認められないとかですね、これは委員会が意見書として出す言葉では、決して適切な言葉やないと思うんです。極論すれば失礼であり不適切、失礼かというふうに感じます。

それから4ページ目で、それぞれのダムについて、極めて限定的とこういうふうに書いてあるんですけど、極めてというのは何が根拠かなというふうに私は感じるんですけど。もともとダムは限定的で、万全じゃないと思います。だから、治水効果が大きいことはこれは間違いのないと思いますので、その点をお考えいただきたいと。

それから5ページ目に、上から4行目か5行目ですが、整備局の説明はダムをつくらんがための数字のつじつま合わせでありというふうに書いてございますけど、これは反対に言えば、意見書はダムを否定することが前提になっているんじゃないかなというふうにも感じます。

それから、ちょっと時間がございませんので飛ばします。我々関係住民の意見が、本当にこの意見書に何も反映されていないんじゃないかと。私らはこれは時間と費用を使って出てきているんです。皆さんとは違います。その点をご理解いただきたい。

それから、意見書を1つにまとめる必要はないと思います。きょうもいろんな委員の方、ご発言がございましたけど、意見はいろいろございます。ただ、なるべくまとめるにこしたことはないですけど、やっぱり違った意見、反対意見、それは当然必要やと思います。ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、それではこれで最後の方ですね。はい、お願いします。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうの意見書案に対する意見について、流域委員の元委員の方々からも数名意見を寄せてくださっています。1次で年齢制限で継続できなかった方々です。1次では60代、70代の先生方が、残り少ないかもしれない命を本当に削って委員会で活動してくださいました。私は、4年目の現地視察で与野側ダムのダムサイトを、その階段を懸命に上っていらっしゃる米山先生のお背中を忘れることができません。多くの先生方が原案の審議に参加できないことを口惜しく思っておられます。

元委員長の方の芦田先生は、この原案は我々委員が今まで長い時間をかけて議論して作成した提言や意見書と大きく異なっており、現委員長の宮本氏が求めているように再提示されるようお願いしたい。私は整備計画原案に対する宮本委員長の意見案を全面的に支持すると述べられています。

琵琶湖部会長の川那部先生は、全体の方向が変化したのはもちろんですが、河川管理者の説明が以前に比べて余りにも下手というかおざなりになっていて、はっきり説明しようとの意図が全くないように見え、説明になっていないから審議不能なのではないかと思っています。したがって、意見書案にある、以下に述べる内容を踏まえて原案を見直し、再提示されるよう求めるとの意見は、むしろ温和に過ぎる点はあるものの賛成いたします。その後についても、かなり弱いことを認めつつ、おおむね賛成です。と述べられています。

きょうの委員の意見を見ていると、表現を和らげるとか、削除するとかいう意見が多くありました。元委員は、これでも弱いと言っているんです。考えが違えばそれでも結構。でも対案を書いて、委員会のこの議論の場で堂々と議論をしていただきたいと思います。よりよい意見書を目指していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、一般傍聴の方々からの意見はこれで終わりたいと思います。

5. 閉会

○宮本委員長

大変長い時間お疲れさまでございました。次回の4月9日の委員会は朝から晩までかかりますので、ぜひ皆さん、体調を整えられてご参加願いたいというふうに思います。

それでは、庶務の方をお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして、淀川水系流域委員会第75回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 6時17分 閉会〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。